

第8期西尾市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

【計画案】

計画期間：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

**令和2（2020）年 12月
西尾市**

【目 次】

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 他計画との関係	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
(1) 策定委員会による検討	3
(2) アンケート調査の実施	3
(3) 庁内ヒアリングの実施	3
(4) パブリックコメントの実施	4
6 第8期計画のポイント	4
(1) 介護保険制度改革のイメージ	4
(2) 第8期介護保険事業計画策定の基本的な考え方	4
第2章 高齢者を取り巻く現状.....	6
1 市全体の現状	6
(1) 高齢者の状況	6
(2) 認定者の状況	10
(3) 介護保険サービス等の利用状況	15
2 日常生活圏域の状況	20
(1) 本市の日常生活圏域	20
(2) 日常生活圏域別の状況	21
3 第7期計画の評価及び課題	23
(1) 健康づくりと生きがい対策の推進	23
(2) 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築	25
(3) 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進	27
(4) 安心して利用できるサービス提供体制の構築	29
(5) 地域包括ケアシステムの発展	30
(6) 介護サービスの適正整備	31
4 アンケート結果からみる課題	33
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	33
(2) 在宅介護実態調査	35
(3) 事業所調査	36
(4) 介護サービス利用アンケート	37

第3章 計画の基本理念及び基本目標.....	38
1 計画の基本理念	38
2 計画の基本目標	38
3 計画の施策体系	40
 第4章 施策の推進.....	41
基本目標1 地域包括ケアシステムの発展.....	41
(1) 地域包括支援センター機能の強化.....	41
(2) 地域における支え合いの体制づくり	43
(3) 在宅医療・介護連携の推進	46
基本目標2 健康づくりと生きがい対策の推進.....	47
(1) 健康づくりと介護予防の推進	47
(2) 生きがいづくりの推進	49
(3) 就労の促進	50
基本目標3 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築.....	51
(1) 人にやさしいまちづくり	51
(2) 高齢者の住まいの安定	52
(3) 在宅生活の支援の充実	53
(4) 緊急時における体制の強化	54
基本目標4 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進.....	55
(1) 認知症施策の充実	55
(2) 地域における認知症施策の充実	57
(3) 高齢者の権利擁護の推進	58
基本目標5 安心して利用できるサービス提供体制の構築.....	59
(1) 介護保険サービスの運営強化	59
(2) 家族介護者支援の推進	61
(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保	62
(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開	63
基本目標6 介護サービスの適正整備	64
(1) 居宅サービスの適正整備	64
(2) 地域密着型サービスの適正整備	66
(3) 施設サービスの適正整備	68
(4) その他の施設の状況	69
基本目標7 介護保険料の設定	70
(1) サービス見込量の推計の手順	70
(2) 被保険者数の推計	71
(3) 要支援・要介護認定者数の推計	71
(4) 介護給付費等の見込み	72
(5) 介護保険料の算出	75

第5章 計画の推進に向けて.....	76
1 計画の進捗把握と評価の実施.....	76
2 保険者機能強化推進交付金等の活用.....	76
3 計画推進体制の整備.....	76
(1) 連携及び組織の強化.....	76
(2) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働.....	76
(3) 福祉分野における横断的な連携.....	77
(4) 県及び近隣市町との連携.....	77

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の背景と目的

平成 19（2007）年、我が国では総人口に占める 65 歳以上人口の割合が 21% を超え、いわゆる「超高齢社会」に突入しました。また、平成 29（2017）年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位推計結果によれば、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、令和 18（2036）年には総人口に占める高齢者の割合が 33.3% となり、「3人に 1 人が高齢者」になると推計されています。

高齢化が進む中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12（2000）年に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。しかし、要支援・要介護認定者の増加による介護・医療費の増加や認知症高齢者の増加、在宅医療ニーズの增大、家族介護者の負担等、様々な課題は未だ山積しています。さらに今後は、高齢者のさらなる増加、現役世代の減少が見込まれることから、制度の持続可能性を確保していくことがより一層、重要となっています。

このような中、これから地域のあり方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。令和 2（2020）年 6 月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備、医療・介護のデータ基盤の整備、介護人材確保及び業務効率化等の取組を推進する方向性が示されました。

西尾市（以下、本市）では、平成 30（2018）年 3 月に「第 7 期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、日常生活の場となる圏域の中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、総合的な施策を推進してきました。今後も、こうした流れを継承しつつ、自立支援・重度化防止の取組や認知症施策、介護人材の確保等に関する取組を進めていく必要があります。

今回策定する「第 8 期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、本計画）は、「第 7 期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」で定めた方向性を継続しつつ、制度改革や社会情勢、本市の特性等を踏まえて策定します。また、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年も見据えながら、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせる「地域共生社会」づくりに向けた施策を展開します。

2 計画の位置付け

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき策定するものです。本市では、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

■根拠法

老人福祉法第20条の8

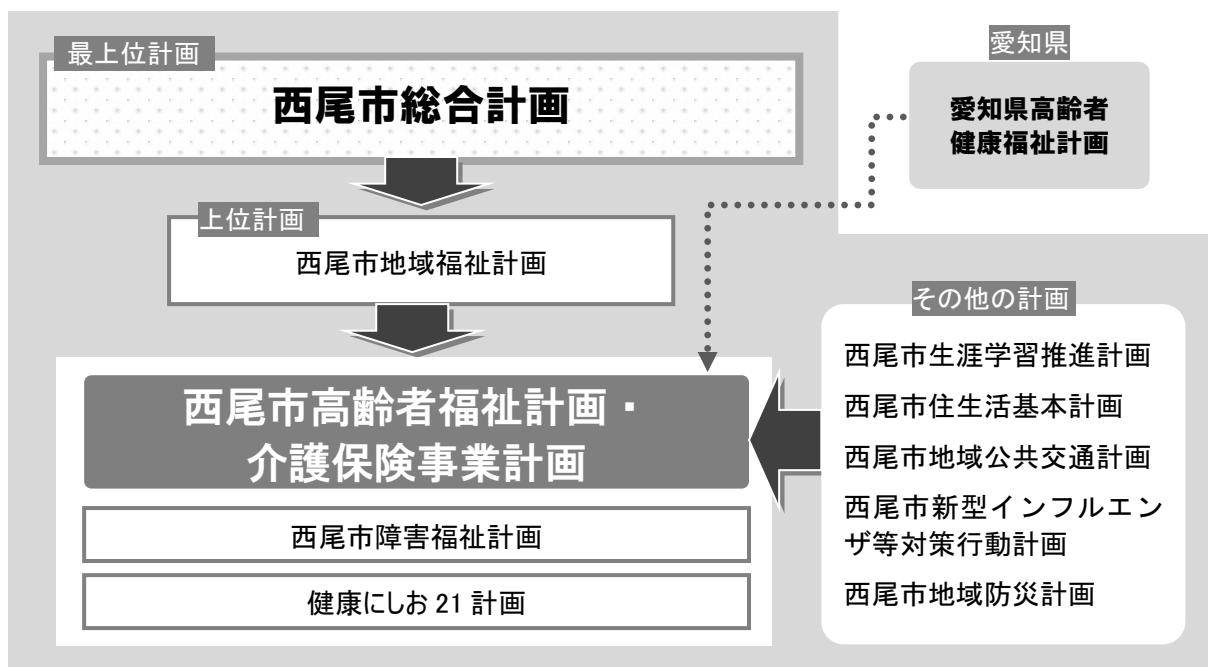
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 他計画との関係

本計画は、「西尾市総合計画」を本市の最上位計画、「西尾市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置付けるほか、その他の関連計画との整合性を図ります。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。

年度	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027		2040
計画期間		第7期			第8期（本計画）			→			第9期	→

5 計画の策定体制

（1）策定委員会による検討

本計画は、学識経験者、医療・福祉関係者、公募による委員で組織する「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において内容を審議し、それぞれの委員からの意見等を計画に反映します。

（2）アンケート調査の実施

本市の被保険者である高齢者の声を計画に反映するため、令和元（2019）年度にアンケート調査を実施しました。さらに、新たな課題である介護人材等に関する課題を把握するため、市内の介護保険事業所に対するアンケート調査を実施しました。

【調査種別】

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要支援・要介護認定を受けていない高齢者対象）
- ・在宅介護実態調査（要介護認定者対象）
- ・事業所調査（市内介護サービス事業所対象）
- ・介護サービス利用アンケート（要支援1・要支援2の方対象）

（3）庁内ヒアリングの実施

第7期計画に位置付けられている施策や事業に対するこれまでの推進状況と評価、今後の方針を把握することを目的に、令和2（2020）年6月に、関連する課に対するシート調査を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

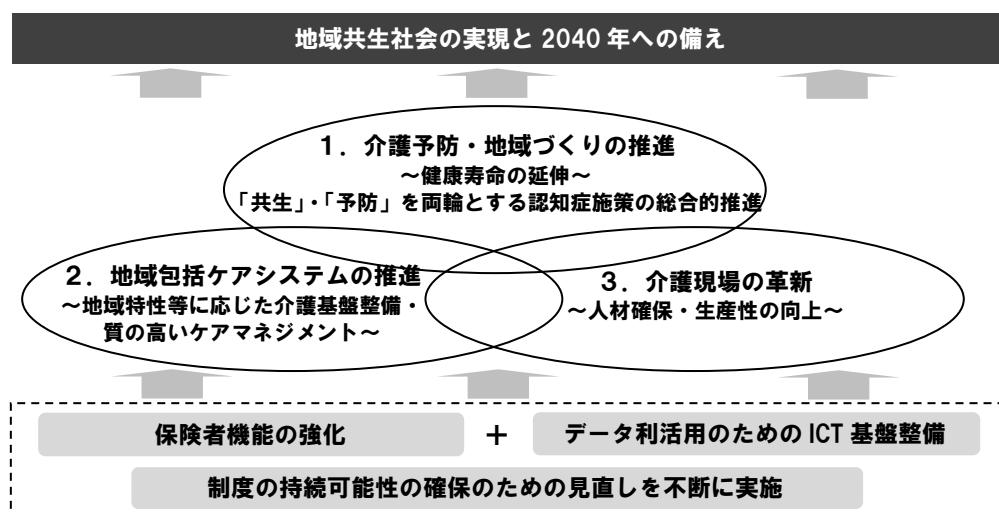
本計画についての意見を得るため、市民等を対象にパブリックコメントを実施します。（令和2（2020）年12月～令和3（2021）年1月を予定）

6 第8期計画のポイント

本計画は、国から示された制度改革の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

令和22（2040）年に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現をめざしていくことが必要です。

(1) 介護保険制度改革のイメージ



(2) 第8期介護保険事業計画策定の基本的な考え方

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

② 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクル沿った推進」「専門職の関与」「他の事業との連携」について記載

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らしができる社会の実現をめざすため、5つの柱に基づき記載
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第2章 高齢者を取り巻く現状

※第2章に係るグラフ・表の数値において、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがあります。

1 市全体の現状

(1) 高齢者の状況

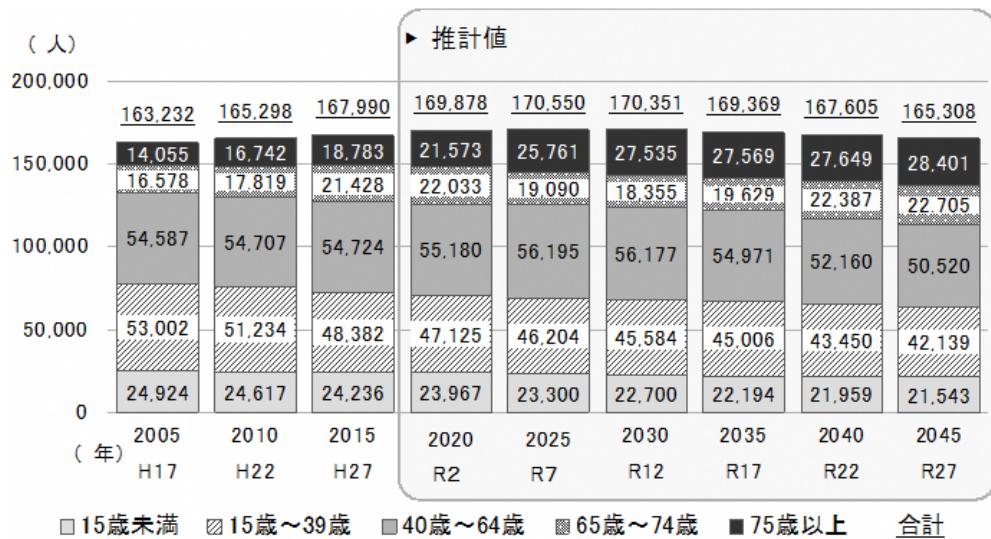
① 年齢区分別人口の推移・推計

本市の総人口は現在増加傾向にありますが、推計によれば令和7（2025）年をピークに減少に転じることが見込まれています。人口構成は高齢者人口が継続して増加する一方、年少人口、生産年齢人口は継続して減少します。

高齢化率は継続して上昇傾向にあり、今後もこの傾向は続くことが見込まれます。団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には高齢化率が26.3%となり、令和27（2045）年には30%を超える見込みです。

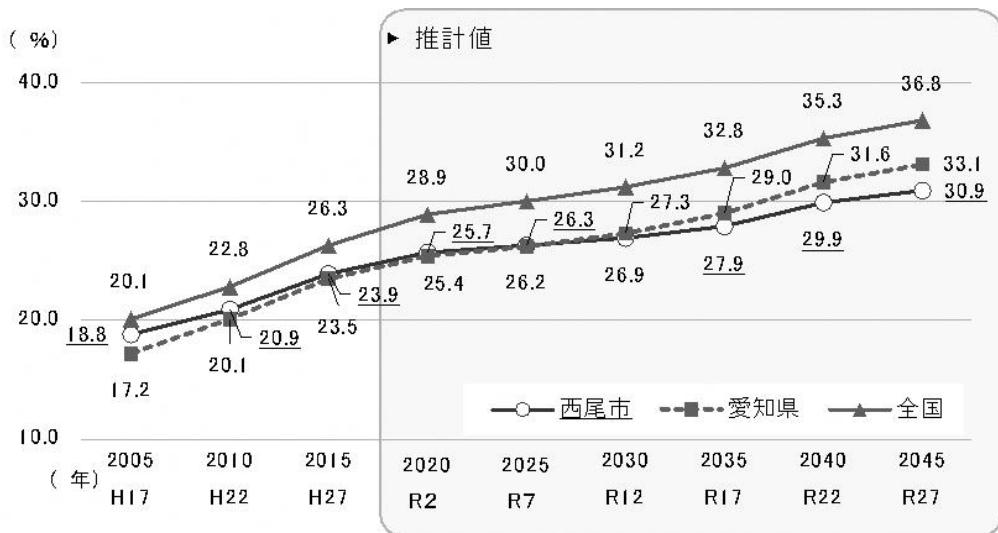
また、高齢化率を全国や愛知県と比較すると、全国よりも推移・推計値はいずれも低く、愛知県とは同程度で推移し、令和17（2035）年以降は愛知県との差が開き、下回ると推計されています。

■年齢区分別人口の推移・推計



資料：2005年～2015年、総務省「国勢調査」（合計には年齢不詳人口を含む）
資料：2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■高齢化率の推移・推計（国・県比較）



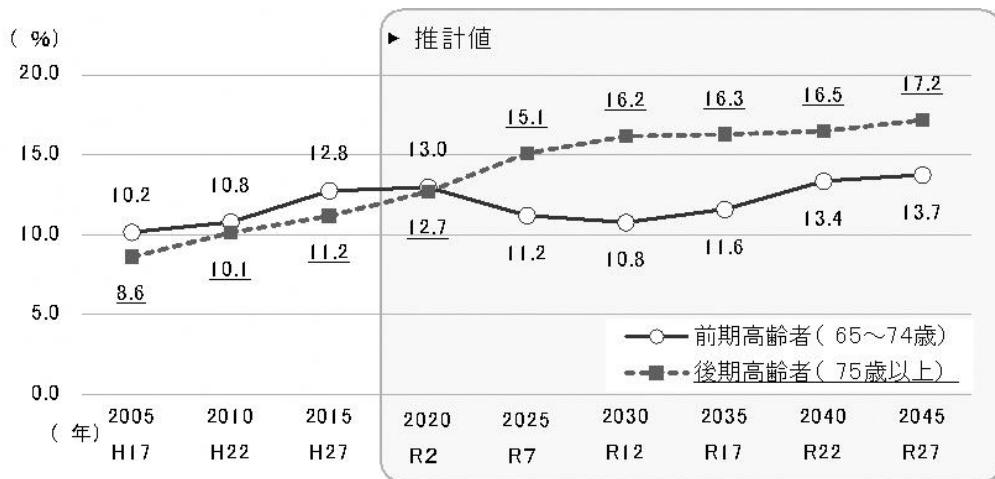
資料：2005年～2015年、総務省「国勢調査」

資料：2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

② 前期・後期高齢者割合の推移

高齢者人口のみに着目してみると、令和7（2025）年に65歳～75歳未満の前期高齢者割合を75歳以上の後期高齢者割合が上回る見込みです。後期高齢者人口割合の伸びは、平成17（2005）年から令和7（2025）年までの20年間で大きくなっていますが、令和7（2025）年から令和27（2045）年にかけてはやや増加率は鈍化する考えられます。

■総人口に占める前期高齢者・後期高齢者の割合の推移・推計

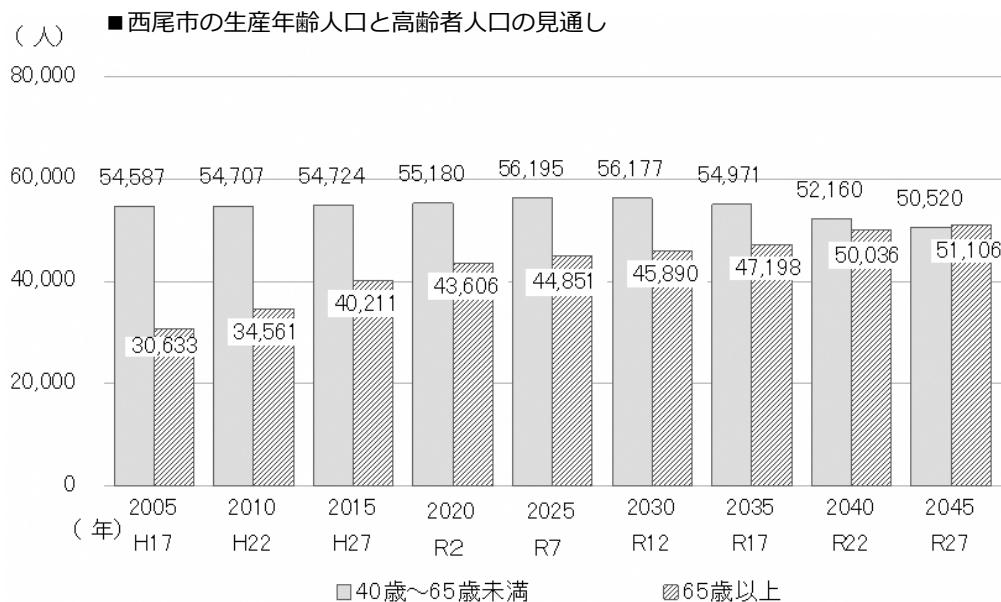


資料：2005年～2015年、総務省「国勢調査」

資料：2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

第2号被保険者である40歳～65歳未満の人口は令和17（2035）年までほぼ横ばいで推移しますが、65歳以上人口は継続して増加するため、その差は縮まっていき、令和27（2045）年に逆転する見込みです。

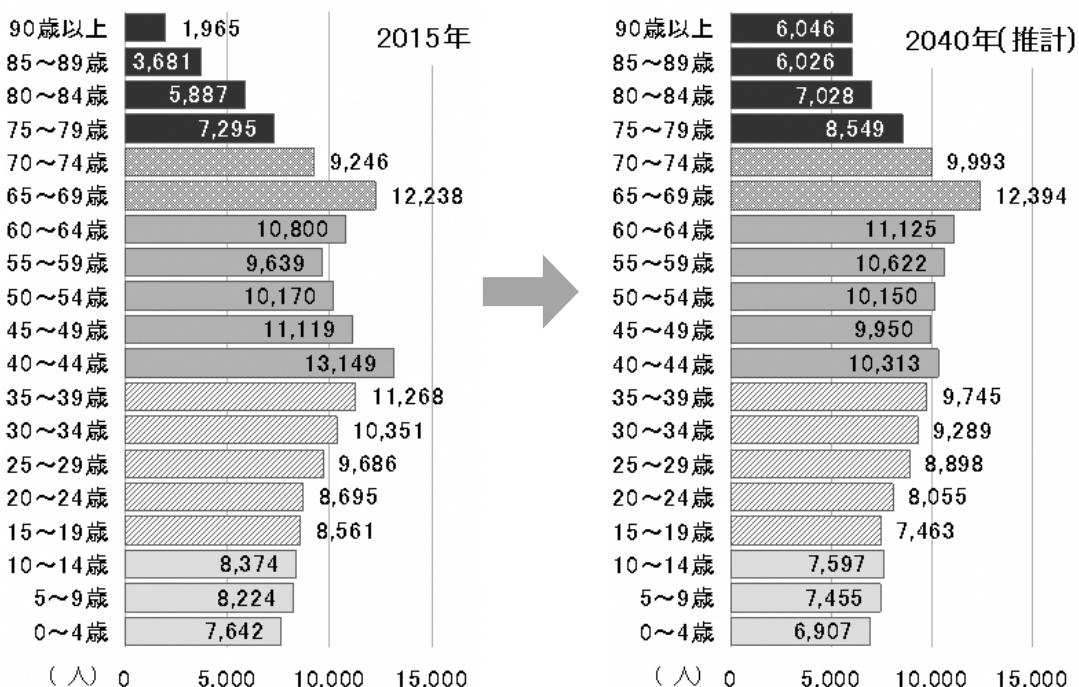
本計画の長期的な目標年度である令和22（2040）年の人口ピラミッドは、高齢層に比重が高い形状になることが予測されます。



資料：2005年～2015年、総務省「国勢調査」

資料：2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■西尾市の人口ピラミッド



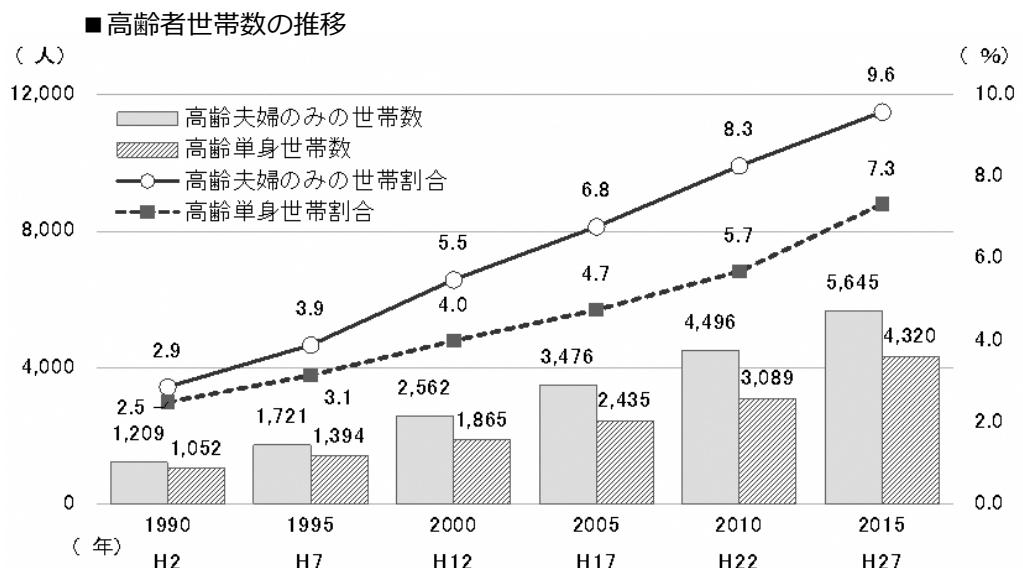
資料：2015年、総務省「国勢調査」

資料：2040年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

③ 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯の状況を国勢調査でみると、平成27（2015）年時点で高齢夫婦のみの世帯が5,645世帯、高齢単身世帯が4,320世帯となっています。

経年でみると、特に高齢夫婦のみの世帯で増加率が高くなっています。



資料：国勢調査

【課題のまとめ】

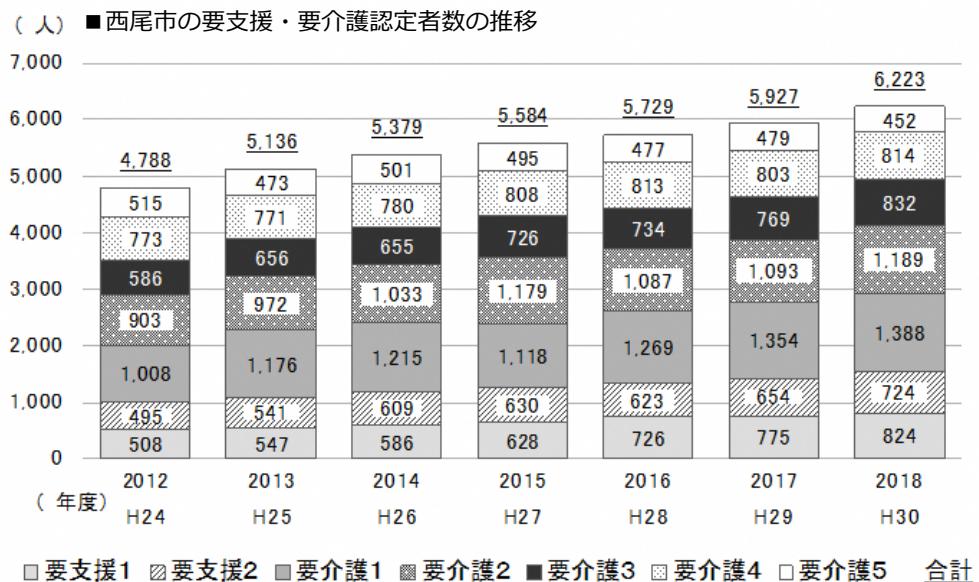
- 高齢者が増加し続ける一方で、支え手となる65歳未満の現役世代の人口は減少していきます。
- 高齢者人口は増加し続けるものの、これまでよりも増加率は鈍化します。また、認定率が高まり、重度者が多くなると考えられる後期高齢者人口は令和17（2035）年以降大きく増加することなく、横ばい～微増で推移します。
- 以上のことから、介護保険財政を安定的に運用できるようにするために、高齢者数や認定者数、制度を支える現役世代の人口等の動向から介護需要のピークを見極めて、より効率的なサービス提供を行うことが求められます。
- また、令和27（2045）年以降は高齢者数が減少すると考えられるため、介護サービス自体のニーズが減少に転じる可能性もあります。そのため、第8期計画においてはより中・長期的視点で在宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスのバランスを考慮し、介護資源の適正な配分を考えていく必要があります。
- 高齢者のみの世帯が増加していることから、移動や生活支援、見守り等のニーズが高まる可能性があり、関連するサービスや地域における支援体制の充実を図っていく必要があります。

(2) 認定者の状況

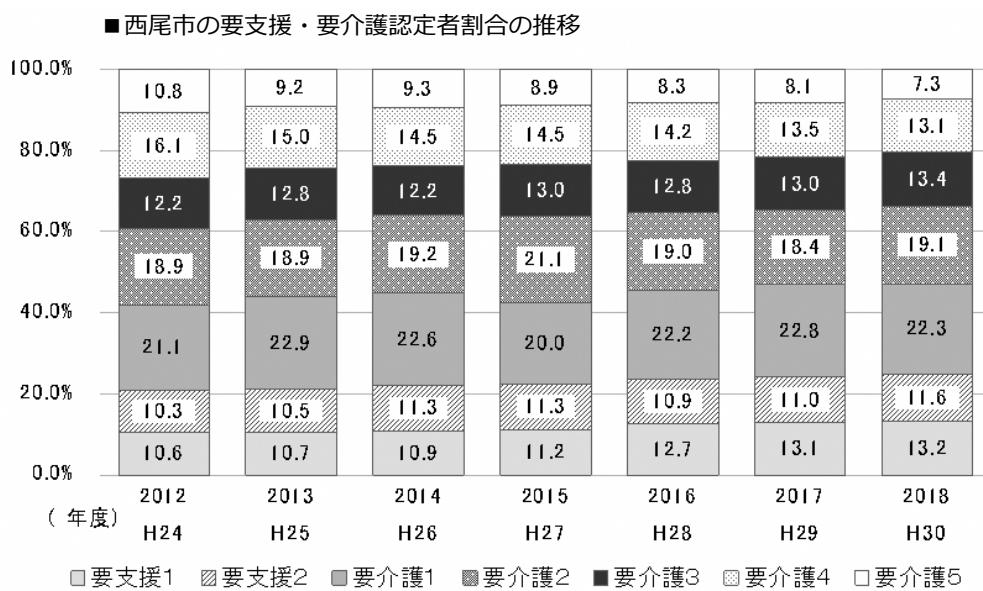
① 要支援・要介護認定者推移

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数をみると、平成30(2018)年度末時点では6,223人となっており、平成24(2012)年度から1,435人増加しています。

また、要支援・要介護認定者の割合をみると、平成24(2012)年度以降、要介護4及び要介護5の割合が低くなっています。一方で、要支援と要介護1のいわゆる軽度者の割合が増加しています。



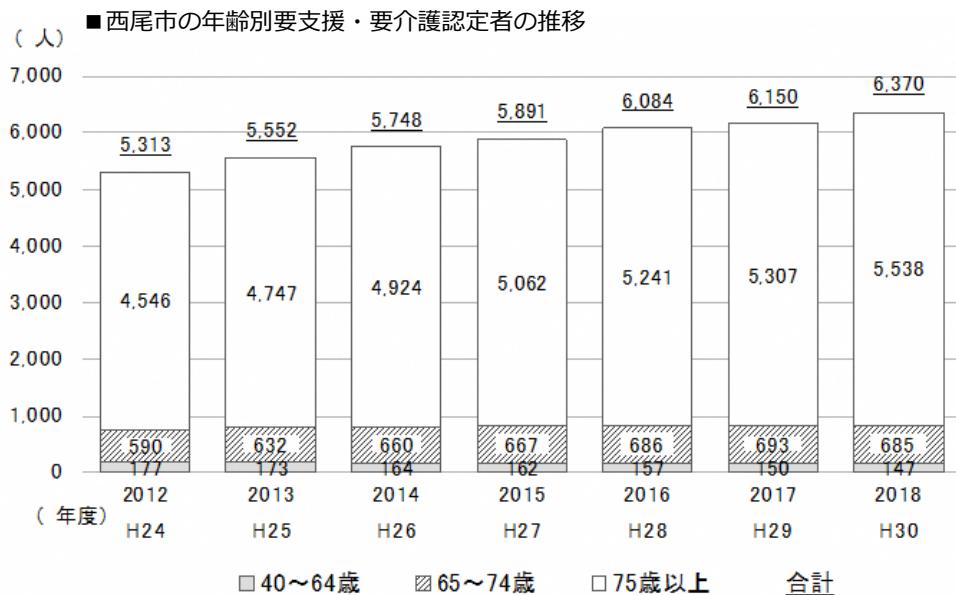
資料：介護保険事業状況報告（年報）※各年度末現在



資料：介護保険事業状況報告（年報）※各年度末現在

② 年齢別要支援・要介護認定者

年齢別の要支援・要介護認定者数をみると、平成 30（2018）年度には 75 歳以上の後期高齢者は 5,538 人となっており、認定者全体の 86.9% を占めています。

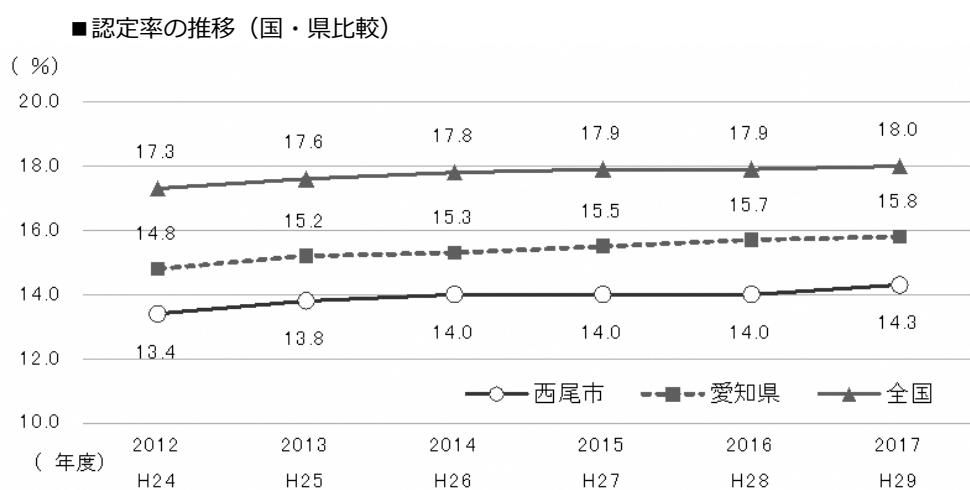


資料：介護保険事業状況報告（年報）※各年度末現在

③ 要支援・要介護認定率

要支援・要介護認定率の推移をみると、平成 25（2013）年度から平成 28（2016）年度にかけて横ばいであったものの、平成 29（2017）年度には増加しています。

国、愛知県と比較すると、本市の認定率は低く推移しています。

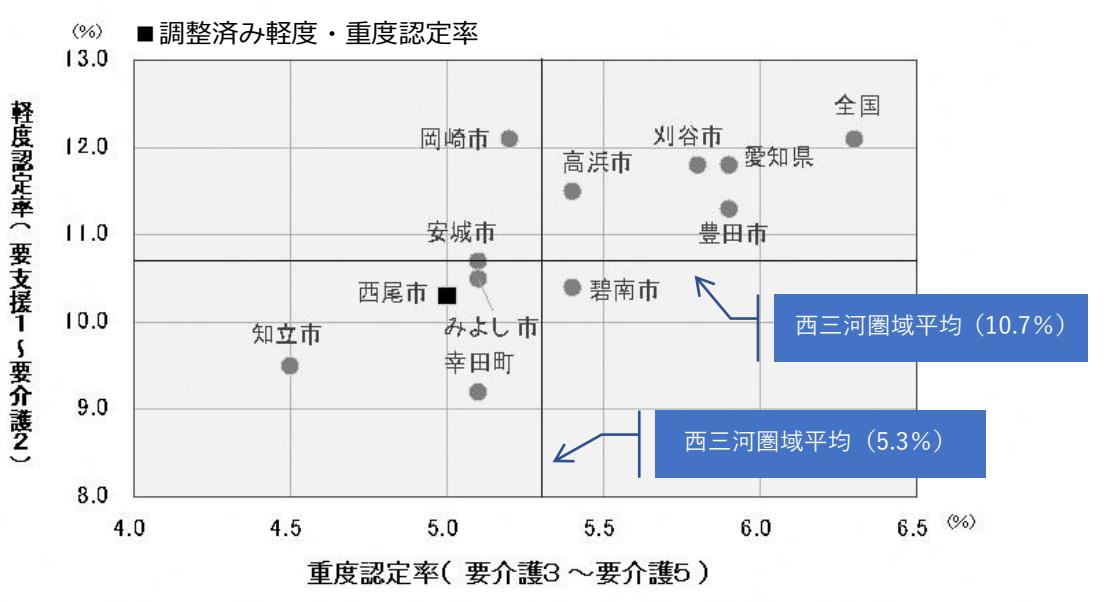
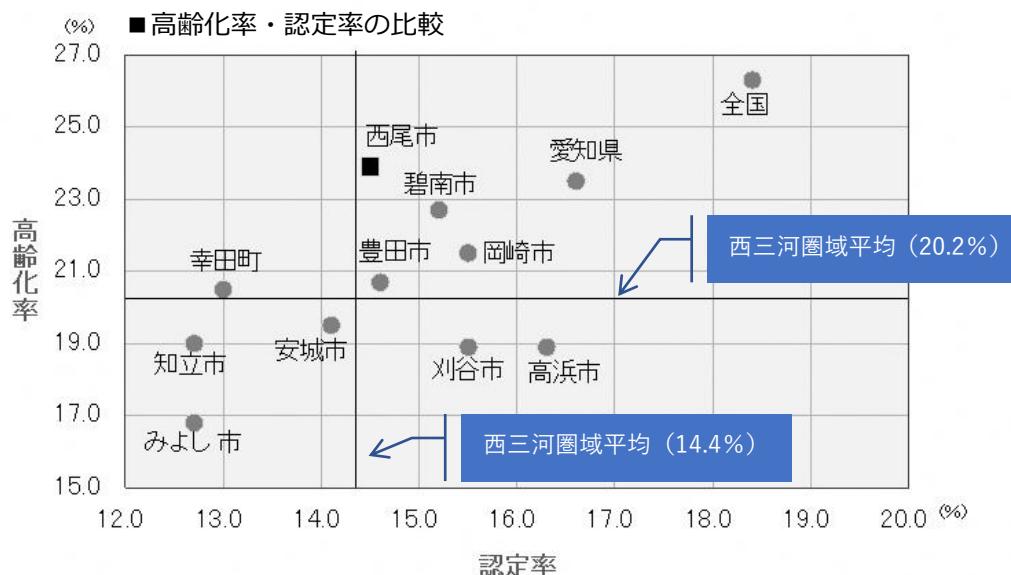


資料：介護保険事業状況報告（年報）

④ 認定率等の近隣市との比較

本市の高齢化率と認定率の分布を西三河圏域の自治体及び全国、愛知県と比較すると、認定率は西三河圏域の自治体と比較してほぼ中間に位置している一方、高齢化率は西三河圏域の自治体と比較して最も高くなっています。

また、本市の調整済み軽度・重度認定率を比較すると、いずれも西三河圏域の自治体と比較して低くなっています。



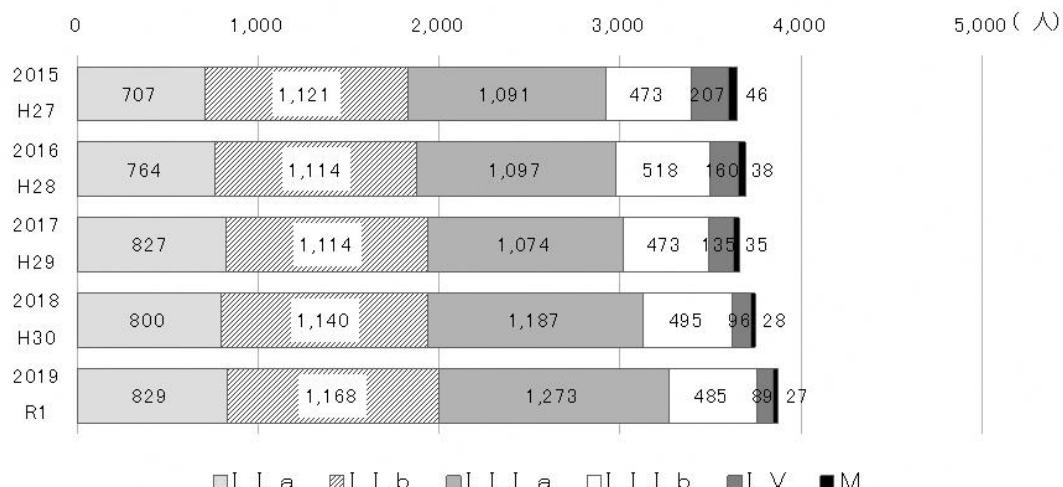
注1：調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、1号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外した認定率を指す。

注2：軽度認定率は要介護2以下、重度認定率は要介護3以上を指す。

⑤ 高齢者の日常生活自立度

要介護認定者のうち、認知症（日常生活自立度が「Ⅱ」～「M」）の高齢者数の推移をみると、平成 30（2018）年以降、微増傾向となっています。また、「Ⅱb」及び「Ⅲa」が多くを占めしており、特に平成 30（2018）年から令和元（2019）年にかけて、「Ⅲa」の人数が増加しています。

■要介護認定者の日常生活自立度の状況



■判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

【課題のまとめ】

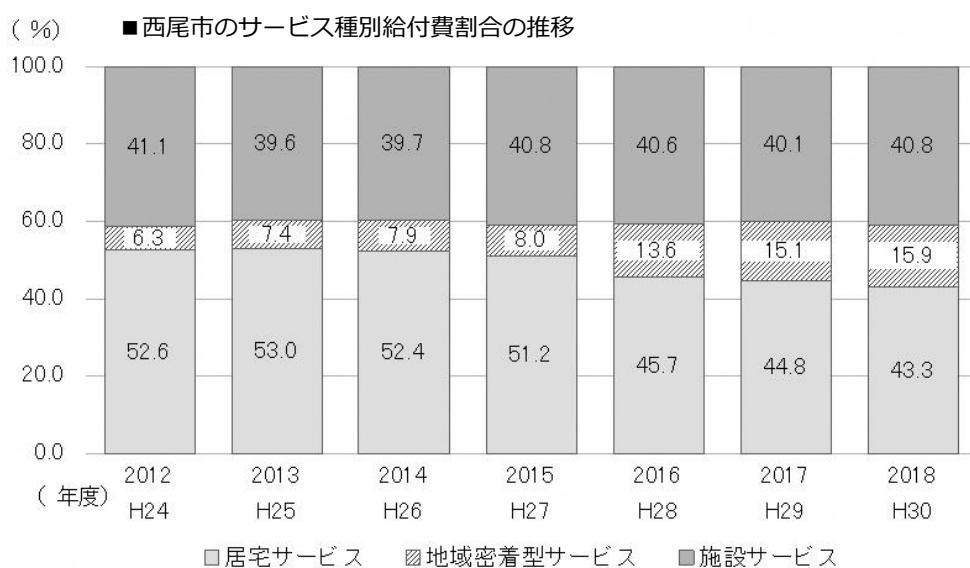
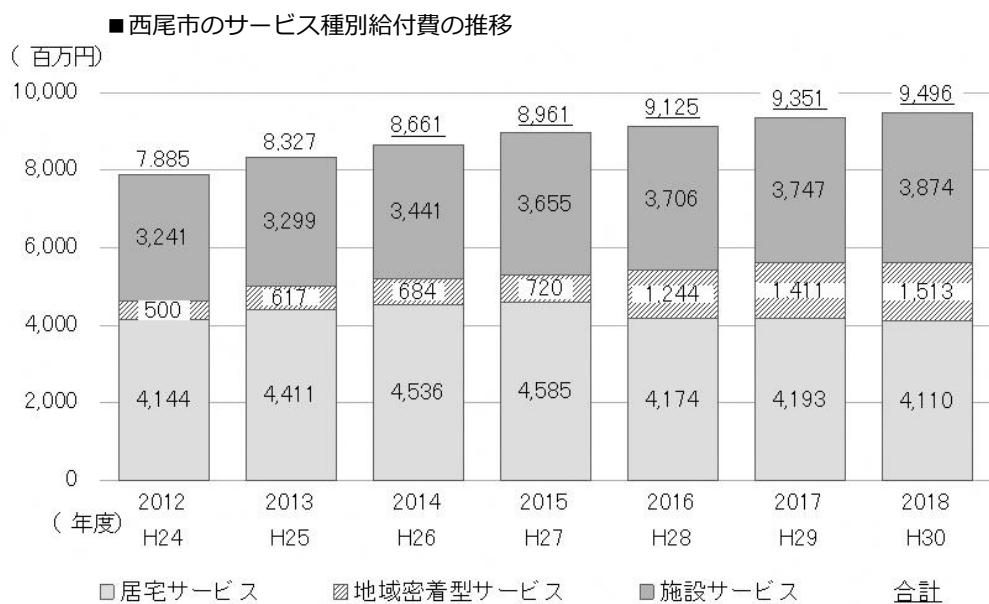
- 認定者数は年々増加しており、特に軽度の認定者（要支援、要介護1）の割合が高まっています。認定者の半数近くを占める軽度者が重度化しないよう、自立支援・重度化防止の視点を持ったケアマネジメントや適切な介護（介護予防）サービス利用の促進を図っていく必要があります。
- 要支援・要介護認定者の大部分は75歳以上の後期高齢者であり、人口推計によれば、本市の後期高齢者の割合は増加していくことから、認定者数も増加することが見込まれます。引き続き健康づくりや介護予防に取り組み、健康寿命の延伸を図っていくことが重要となります。

(3) 介護保険サービス等の利用状況

① サービス別給付費

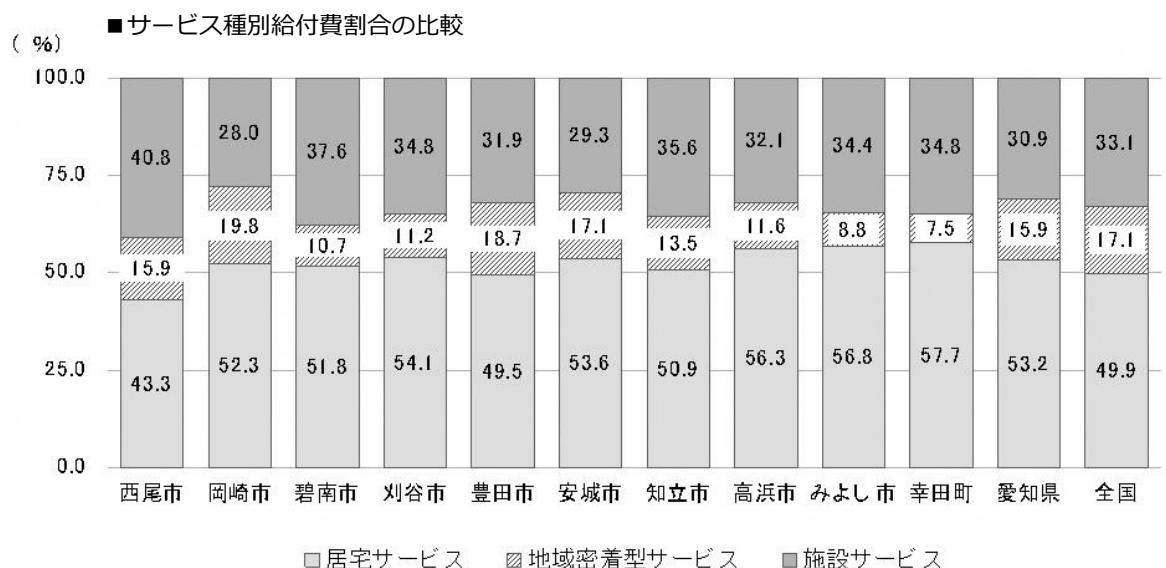
本市の介護（介護予防）サービスの給付費をみると、増加傾向にあります。平成 24 (2012) 年度から平成 30 (2018) 年度にかけて、総給付費は約 1.2 倍となっています。

サービス種別の割合をみると、居宅（介護予防）サービスの割合が減少し、地域密着型（介護予防）サービスの割合が増加しています。これは、制度改正により通所介護の一部が居宅サービスから地域密着型サービスへ移行されたことによるものとなっています。施設サービスは給付費全体の約 4 割を占めています。

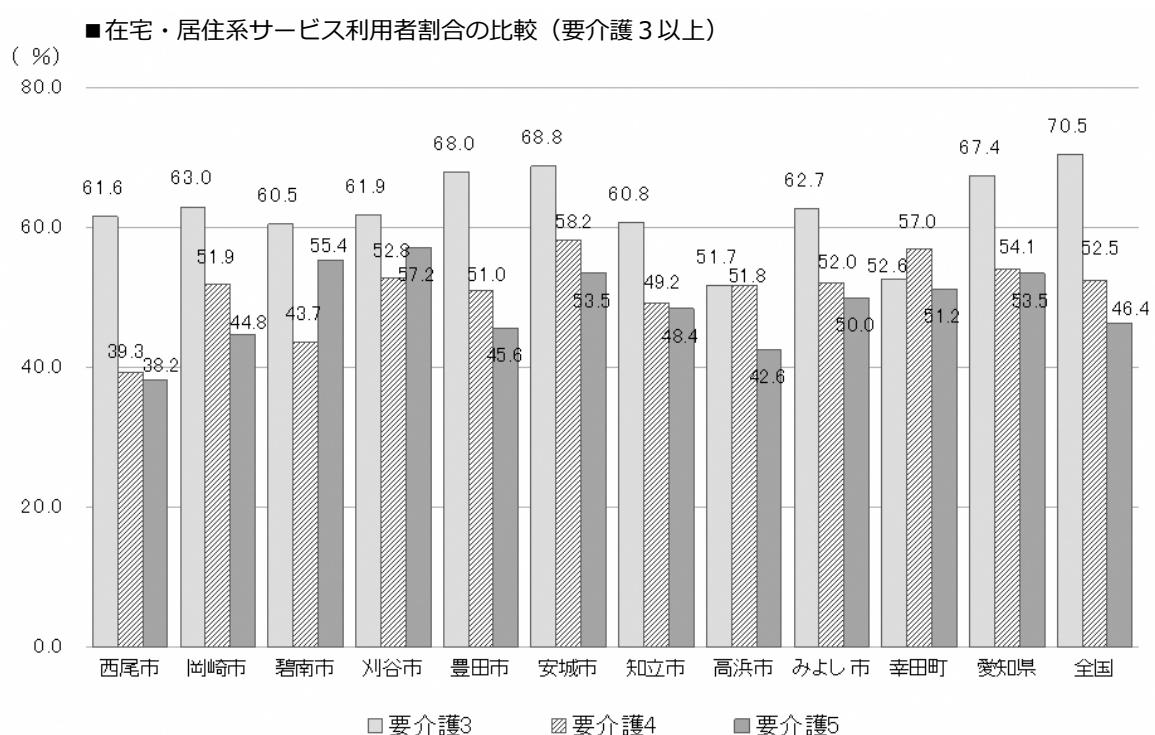


介護給付費に占める居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの割合を西三河圏域の自治体及び全国、愛知県と比較してみると、本市は施設サービスの割合が高く、居宅サービスの割合が低いことが特徴となっています。

また、要介護3以上の認定者の在宅・居住系サービスの利用者割合を比較してみると、本市は要介護4、5で割合が低くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（H30年度年報）

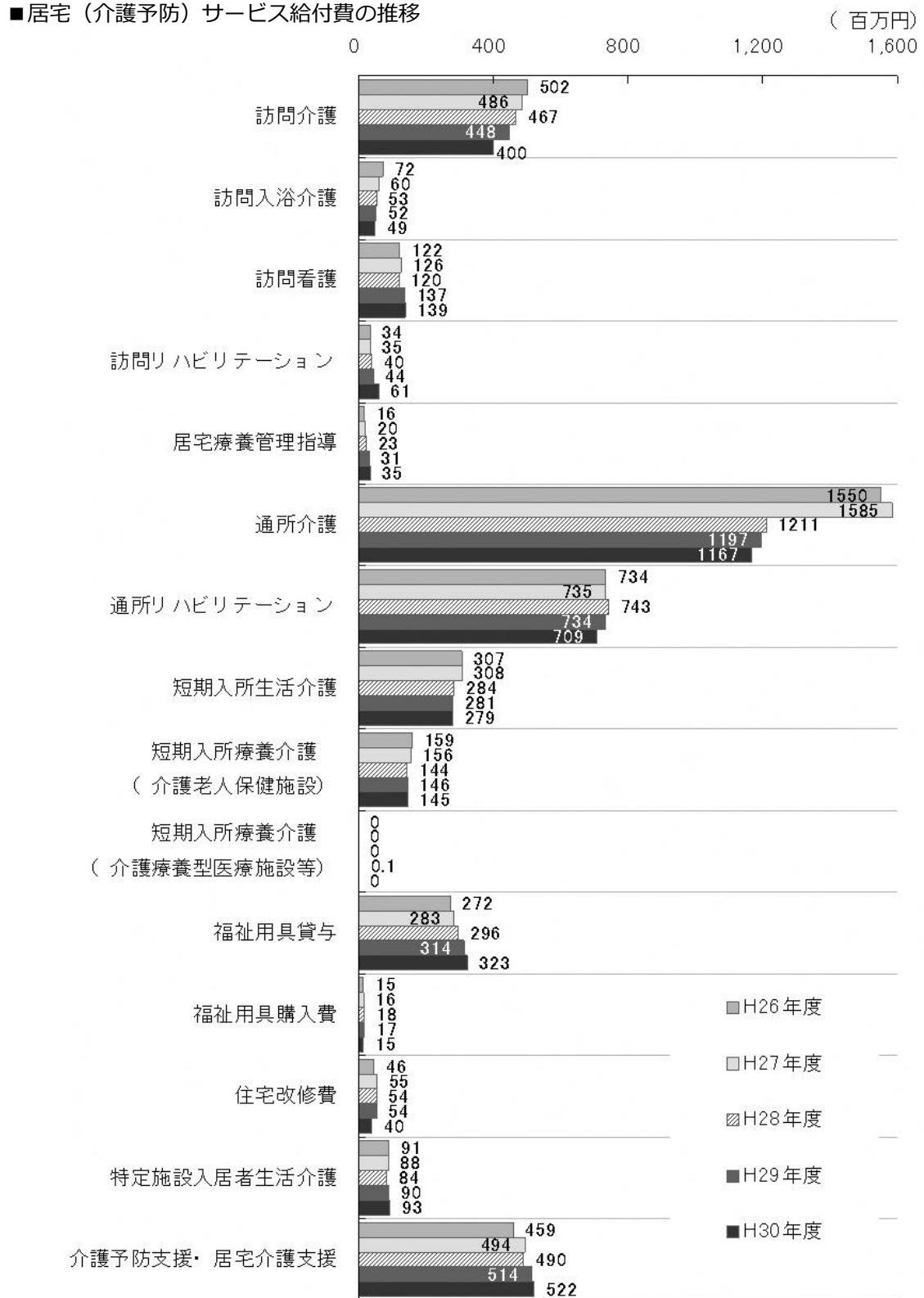


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

② サービスの利用状況

居宅サービスの給付費は「通所介護」が多くなっていますが、平成 27（2015）年から平成 28（2016）年にかけて、制度改正によって地域密着型通所介護に移行したことでの給付費が減少しています。

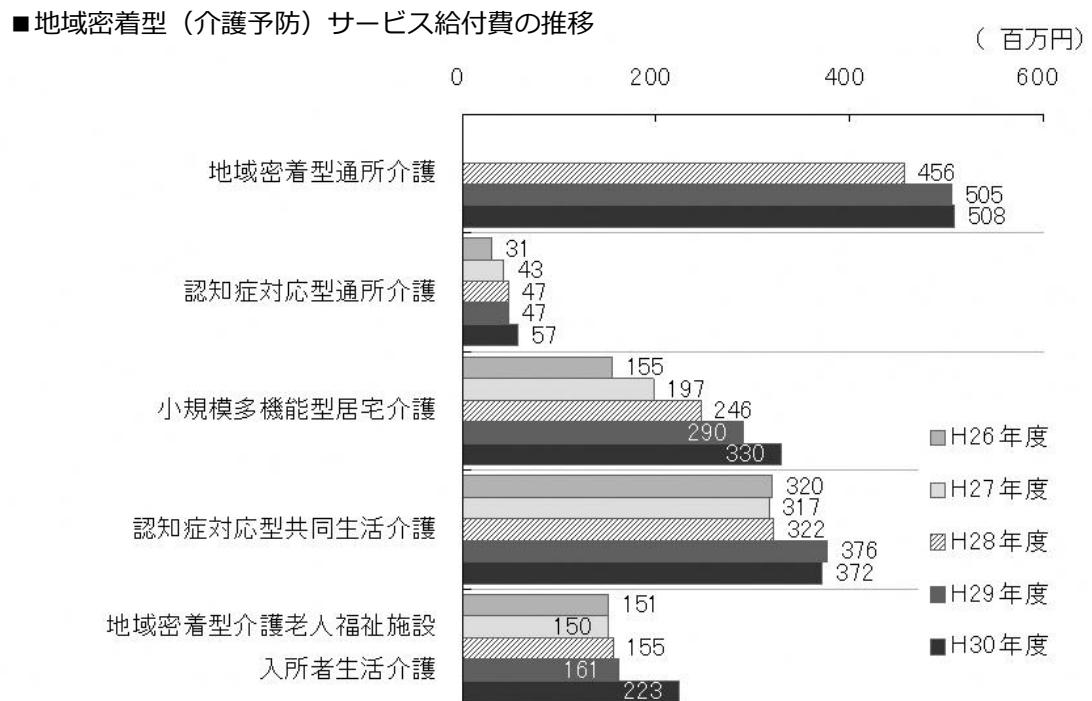
■ 居宅（介護予防）サービス給付費の推移



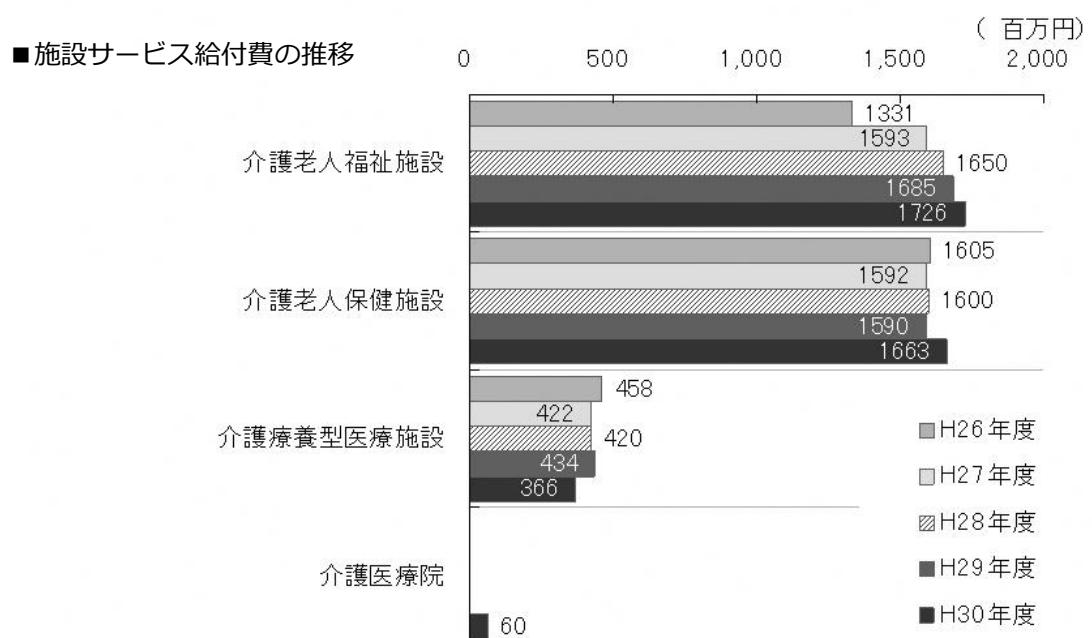
資料：介護保険事業状況報告（年報）

平成 28 (2016) 年に、制度改正によって通所介護の一部が地域密着型サービスに移行され、「地域密着型通所介護」の利用が始まりました。地域密着型サービスの給付費は「地域密着型通所介護」が最も高くなっています。経年でみると、全体的に増加しているサービスが多く、特に「小規模多機能型居宅介護」の増加率が最も高くなっています。

施設サービスの給付費は、「介護老人福祉施設」が継続して増加しており、平成 30 (2018) 年度で 17 億円を超えています。



資料：介護保険事業状況報告（年報）



資料：介護保険事業状況報告（年報）

③ 施設や住まい等の状況

本市の令和2（2020）年8月1日現在のサービス付き高齢者向け住宅数は、西三河圏域内で最も多くなっています。

		サービス付高齢者向け住宅	有料老人ホーム	合計
西尾市	施設数	19	8	27
	総戸数定員	571	162	733
岡崎市	施設数	17	21	38
	総戸数定員	563	732	1,295
碧南市	施設数	1	1	2
	総戸数定員	22	54	76
刈谷市	施設数	4	17	21
	総戸数定員	197	494	691
豊田市	施設数	13	31	44
	総戸数定員	403	1,093	1,496
安城市	施設数	7	8	15
	総戸数定員	327	394	721
知立市	施設数	1	4	5
	総戸数定員	30	130	160
高浜市	施設数	3	1	4
	総戸数定員	85	33	118
みよし市	施設数	0	4	4
	総戸数定員	0	129	129
幸田町	施設数	2	3	5
	総戸数定員	58	87	145
9市1町合計	施設数	67	98	165
	総戸数定員	2,256	3,308	5,564

資料：西尾市長寿課調べ（令和2（2020）年8月1日時点）

【課題のまとめ】

- 年々介護給付費は増加しており、高齢者人口の推計を踏まえると今後も給付費は増大していくことが見込まれます。
- 本市は現時点で他市町や国・県よりも施設サービスの比重が高くなっていますが、中・重度者の在宅・居住サービス利用割合も低いことから、在宅サービスを利用しながら地域での暮らしを継続するための取組も検討していく必要があります。
- 本市は他市町よりもサービス付き高齢者向け住宅が多く立地しており、このような資源も踏まえた高齢者の住まいの検討が必要です。
- 第8期計画においては、方針として「有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化」が掲げられています。施設以外も含め、より幅広い視点で高齢者の住まい、サービスの提供を検討していく必要があります。

2 日常生活圏域の状況

(1) 本市の日常生活圏域

本市における日常生活圏域は、地理的・歴史的条件、市民の生活形態、交通網、旧行政区、公共施設の位置、面積等を踏まえ、総合的に勘案して4圏域とします。

また、地域に根ざした相談支援や認知症予防、介護予防の推進を効果的に実施するため、地域包括支援センターを中心的な役割として位置づけ、担当エリアを設定します。



■日常生活圏域及び地域包括支援センター

圏域名	名称・所在地	担当地区名
西尾北部	西尾市地域包括支援センター東部・ハツ面 花ノ木町2丁目1（西尾市総合福祉センター内）	ハツ面 三和 室場
	西尾市地域包括支援センター西尾 寄住町洲田18（西尾老人保健施設内）	西尾 花ノ木
	西尾市地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31（米津老人保健施設内）	鶴城 米津 西野町
西尾南部	西尾市地域包括支援センター平坂 和泉町22（西尾病院内）	平坂 矢田 中畑
	西尾市地域包括支援センター寺津福地 平口町大溝77（特別養護老人ホームせんねん村内）	寺津 福地南部 福地北部
一 色	西尾市地域包括支援センター一色 一色町前野新田48-3（西尾市一色老人福祉センター内）	一色
吉良幡豆	西尾市地域包括支援センター吉良幡豆 吉良町寺嶋御手洗31-2	吉良 幡豆

(2) 日常生活圏域別の状況

① 日常生活圏域別人口

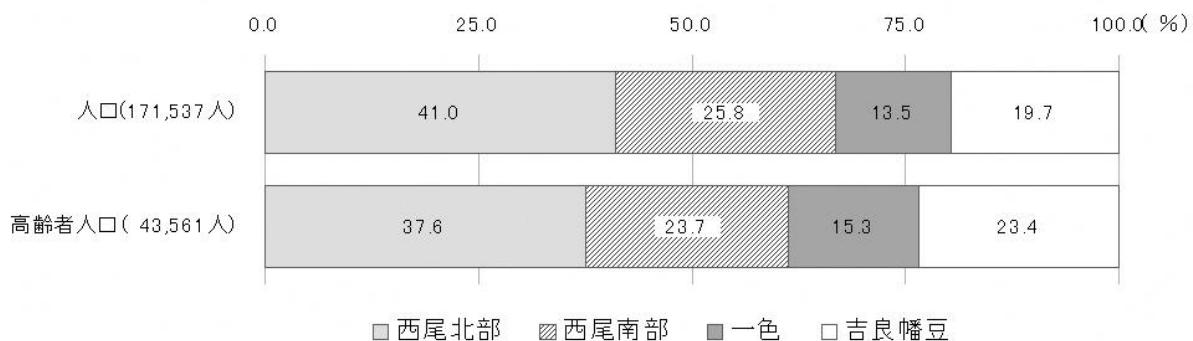
令和2年10月時点の日常生活圏域別に人口をみると、一色圏域と吉良幡豆圏域で高齢化率が高くなっています。市全体の高齢者人口に占める各圏域の割合をみると、西尾南部圏域と吉良幡豆圏域ではほぼ同じ割合となっています。

■ 日常生活圏域別の人団及び高齢者人口等の状況

区分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
人口(人)	70,405	44,213	23,118	33,801	171,537
前期高齢者(人)	8,368	5,284	3,376	5,027	22,055
後期高齢者(人)	8,022	5,041	3,287	5,156	21,506
高齢者人口(人)	16,390	10,325	6,663	10,183	43,561
高齢化率(%)	23.3	23.4	28.8	30.1	25.4

資料：住民基本台帳（令和2（2020）年10月1日）

■ 総人口・高齢者人口に占める各日常生活圏域別の割合



② 日常生活圏域別世帯状況

日常生活圏域別の世帯状況を見ると、一色・吉良幡豆圏域では高齢者世帯数の総世帯数に占める割合が高くなっています。

区分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
総世帯(世帯)	28,778	16,794	8,109	12,129	65,810
高齢者単身世帯数(世帯)	3,020	1,605	860	1,404	6,889
高齢者のみ世帯数(世帯)	5,448	3,296	1,831	2,922	13,497
高齢者世帯数(世帯)	8,468	4,901	2,691	4,326	20,386
高齢者世帯率(%)	29.4	29.2	33.2	35.7	31.0

※「高齢者世帯」は、65歳以上の高齢者のみの世帯（「高齢者単身世帯」を除く）

※「高齢者単身世帯」は、65歳以上の一人暮らし高齢者

※「高齢者世帯率」＝「高齢者世帯数」／「総世帯数」

資料：住民基本台帳（令和2（2020）年10月1日）

③ 日常生活圏域別の地域資源

日常生活圏域ごとにサービス提供事業所をみると、人口や高齢者数等の関係から西尾北部圏域に施設が集中しています。

種類		西尾 北部	西尾 南部	一色	吉良 幡豆	計
「居宅 サービス」	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	施設数(カ所) 定員数(人)	0 0	1 40	0 0	1 40
	小計	施設数(カ所) 定員数(人)	0 0	1 40	0 0	1 40
	認知症対応型通所介護	施設数(カ所) 定員数(人)	1 24	0 0	0 0	1 24
	小規模多機能型居宅介護	施設数(カ所) 定員数(人)	7 185	1 29	0 29	9 243
「地域密着型 サービス」	認知症対応型共同生活介護	施設数(カ所) 定員数(人)	5 72	1 18	1 9	10 144
	地域密着型介護老人福祉施設	施設数(カ所) 定員数(人)	2 49	0 0	1 29	3 78
	小計	施設数(カ所) 定員数(人)	15 330	2 47	1 9	23 103
						489
「施設 サービス」	介護老人福祉施設	施設数(カ所) 定員数(人)	2 240	2 160	0 0	2 143
	介護老人保健施設	施設数(カ所) 定員数(人)	4 420	0 0	2 167	0 0
	介護療養型医療施設	施設数(カ所) 定員数(人)	0 0	0 0	1 8	0 8
	介護医療院	施設数(カ所) 定員数(人)	1 55	0 0	1 60	0 0
	小計	施設数(カ所) 定員数(人)	7 715	2 160	4 235	2 143
						1,253
合計		施設数(カ所) 定員数(人)	22 1,045	5 247	5 244	7 246
						39 1,782

資料：西尾市長寿課

3 第7期計画の評価及び課題

平成30（2018）年3月に策定した「第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」で定めた施策について、取り組みの評価と課題を、基本目標ごとに示します。

※令和2（2020）年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているものがあります。

■ 「第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の施策体系

基本目標	施策
1 健康づくりと生きがい対策の推進	(1) 健康づくりの推進
	(2) 介護予防事業の推進
	(3) 生きがいづくりの推進
2 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築	(1) 人にやさしいまちづくり
	(2) 高齢者の住まいの安定
	(3) 在宅生活の支援の充実
	(4) 災害等緊急時における体制の強化
3 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進	(1) 認知症施策の充実
	(2) 地域における認知症施策の充実
	(3) 高齢者の権利擁護の推進
4 安心して利用できるサービス提供体制の構築	(1) 介護保険サービスの運営強化
	(2) 家族介護者支援の推進
	(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保
	(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開
5 地域包括ケアシステムの発展	(1) 地域包括支援センター機能の強化
	(2) 地域での見守り体制の強化
	(3) 在宅医療・介護連携の推進
6 介護サービスの適正整備	(1) 居宅サービスの適正整備
	(2) 地域密着型サービスの適正整備
	(3) 施設サービスの適正整備

（1）健康づくりと生きがい対策の推進

① 健康づくりの推進

高齢期に入る前段階からの健康づくりにより、健康寿命の延伸を図っています。特定健診受診者数は計画値を下回りましたが、65歳から74歳までの受診率は比較的高くなっています。

75歳以上の後期高齢者医療健康診査受診者数については計画値を大きく上回っており、高齢者においては積極的な健診受診がなされてると考えられます。

がん検診については計画値を下回っています。特に若年層における健診（検診）の受診促進が課題となっています。

■計画値と実績値との比較（令和 2（2020）年度の実績は見込み（以下、同じ））

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
特定健診受診者数 (人)	計画値	13,346	14,719	16,103
	実績値	11,875	11,435	14,400
	達成率	89.0%	77.7%	89.4%
がん検診総受診者 数（人）	平成 30（2018）年度	51,400	52,000	52,600
	計画値	45,409	44,716	49,210
	達成率	88.3%	86.0%	93.6%
後期高齢者医療健 康診査受診者数 (人)	平成 30（2018）年度	5,700	5,800	5,900
	計画値	5,865	6,056	6,465
	達成率	102.9%	104.4%	109.6%
歯科健診受診者数 (人)	平成 30（2018）年度	1,500	1,600	1,700
	計画値	1,715	1,628	1,700
	達成率	114.3%	101.8%	100.0%

② 介護予防事業の推進

平成 29（2017）年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、高齢者や要支援・要介護状態になる可能性のある人を対象に、市民参加のもとで様々な介護予防や支援事業を行っています。

事業対象者（介護予防プラン作成件数）は平成 30（2018）年度に計画値を下回ったものの、徐々に増加しており、令和 2（2020）年度には計画値を上回る見込みです。今後も高齢者の増加により事業対象者や要支援と判定される人が増えることが予想され、支援体制を強化していく必要があります。

ボランティア登録者数は順調に増加しており、計画値を上回る状況となっています。生活支援サービスの担い手となっている「高齢者支え隊」は徐々に活動が浸透していますが、依頼件数が想定より少ないため、活躍できる場が不足していることが課題となっています。

また、地域の身近な場所で介護予防活動を実施する団体に対して支援を行い、通いの場の充実を図っており、団体数は順調に増加しています。しかし、ボランティアスタッフの高齢化等、担い手の課題がみられています。また、リハビリテーション専門職等の関与を促進する取組として、「西尾リハビリテーションネットワーク」との連携を強化しています。

■計画値と実績値との比較

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
介護予防プラン件 数〔総合事業対象 者数〕(件)	計画値	1,699	1,830	1,921
	実績値	1,486	1,804	2,100
	達成率	87.5%	98.6%	109.3%
ボランティア登録 者数（人）	平成 30（2018）年度	100	150	200
	計画値	174	270	350
	達成率	174.0%	180.0%	175.0%

※「総合事業利用者数」は結果不明

■ その他の実績値

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
要支援個別訪問アセスメント件数（件）	未実施	57	60
介護予防活動指導回数（回）	7	9	8
「通いの場」団体数（団体）	29	31	38

③ 生きがいづくりの推進

シルバー人材センターや老人クラブの活動支援、また、ボランティアやNPOの養成を通じて、高齢者の生きがいづくり活動の活発化を図ってきました。

シルバー人材センターの会員数は計画よりも大きく上回っており、高齢者の就労意向が高まっていることがわかります。

生涯学習に関するシニア向け講座数や老人クラブ会員数はともに減少傾向にあります。特に老人クラブについては、平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて 685 人、令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけて 1,286 人の減少がみられ、年々減少率が高まっています。

■ 計画値と実績値との比較

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
シルバー人材センター会員数（人）	計画値	1,140	1,170
	実績値	1,231	1,268
	達成率	108.0%	108.4%

■ その他の実績値

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
シニア向け講座数（講座）	26	23	19
老人クラブ会員数（人）	13,477	12,792	11,506

（2）高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

① 人にやさしい街づくり

本市は市域が広大であり、高齢者の移動支援に関するニーズは高くなっています。令和 2（2020）年 4 月、市の交通政策を見直し、公共交通の再編を行いました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、改善の影響はまだ不透明な状況です。

② 高齢者の住まいの安定

住宅の改修補助や高齢者向け住宅の整備を行っています。住宅改修費助成件数は、計画値を下回っているものの、年々増加しています。

市営住宅は入居者の約半数が高齢者となっており、今後も増加が見込まれます。サービス付き

高齢者向け住宅施設数は19施設で、本市は他市町に比べてサービス付き高齢者向け住宅の数が多くなっています。なお、本市の令和2（2020）年4月時点の入居率はサービス付き高齢者向け住宅で88.2%、有料老人ホームで73.8%となっており、やや空きがある状況です。養護老人ホーム入所者数は微増傾向となっており、生活支援ハウス入所者数は毎年度数件の実績となっています。

■計画値と実績値との比較

		平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度
住宅改修費助成件数（件）	計画値	180	185	190
	実績値	109	114	120
	達成率	60.6%	61.6%	63.2%

■その他の実績値

		平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度
市営住宅改修戸数（戸）		21	32	16
サービス付き高齢者住宅数（施設）		19	18	19
養護老人ホーム入所者（人）		24	27	30
生活支援ハウス入所者（人）		5	2	7

③ 在宅生活の支援の充実

地域包括ケアシステムの確立のため、在宅の暮らしを支えるサービスや各種事業を実施しています。配食サービス、高齢者タクシーの利用人数はともに計画値を大きく上回り、また利用人数も増加していることから、今後の充実が求められるサービスであると言えます。緊急通報システムと住宅用火災警報器については、令和2（2020）年度に設置件数が大きく伸びています。在宅介護サービス利用料の助成は一定の件数がありますが、引き続きケアマネジャー等への制度の周知等が必要です。

■計画値と実績値との比較

		平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度
配食サービス利用人数（人）	計画値	50	75	100
	実績値	264	375	530
	達成率	528.0%	500.0%	530.0%

※制度の改正により利用対象者等が変更になったため、計画値と実績値が大きく乖離しています。

		平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度
緊急通報システム累計設置件数（件）	計画値	180	190	200
	実績値	161	159	230
	達成率	89.4%	83.7%	115.0%

		平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度
高齢者タクシー利用人数（人）	計画値	300	320	340
	実績値	488	604	650
	達成率	162.7%	188.8%	191.2%

		平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度
在宅介護サービス利用料の助成件数（件）	計画値	2,200	2,250	2,300
	実績値	2,019	2,292	1,900
	達成率	91.8%	101.9%	82.6%

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
家具転倒防止金具 （器具）累計設置 者数（人）	計画値	190	200	210
	実績値	213	218	228
	達成率	112.1%	109.0%	108.6%

■ その他の実績値

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
住宅用火災警報器累計設置設 置件数（件）		701	706	731

④ 災害等緊急時における体制の強化

災害等の緊急時に避難することが難しい高齢者の把握と、地域を中心とした防犯・防災対策を推進しています。名簿に登録している避難行動要支援者は徐々に増加しているものの、同意者の割合が7割弱であるため、必要性等を周知していく必要があります。

■ その他の実績値

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
避難行動要支援者（人）		5,968	6,328	6,359

（3）認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

① 認知症施策の充実

高齢化の進行に伴い、認知症の人や認知症が疑われる人の増加がみられる中、認知症を予防するための事業や、認知症の知識を持って、支援を行える人材育成等に取り組んできました。また、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの作成及び周知等、認知症に関する総合的な施策を推進しています。

認知症サポーター数は計画値をやや下回っているものの、順調に増加しています。認知症予防事業としてはコグニサイズ（運動と計算、しりとりなどの認知課題を組み合わせた、認知症予防を目的とした取組）を推進しています。事業の開催回数及び参加者数は、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により会場が使用できなかったため少なくなっています。

認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）は第 7 期計画期間中に 1 か所整備され、計画値どおりとなっています。

■ 計画値と実績値との比較

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
認知症サポーター （延人数）	計画値	9,000	11,000	11,600
	実績値	9,664	10,681	10,951
	達成率	107.4%	97.1%	94.4%

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
認知症予防事業開 催回数（コース）	計画値	24	48	48
	実績値	142	138	97
	達成率	591.7%	287.5%	202.1%

		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
認知症予防事業参加実人数（人）	計画値	480	540	600
	実績値	544	477	149
	達成率	113.3%	88.3%	24.8%
		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
グループホーム定員数(人)	計画値	126	144	144
	実績値	126	144	144
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

② 地域における認知症施策の充実

認知症カフェや介護家族交流会の開催等を通じて、認知症の人本人だけでなく、家族等の主な在宅介護者への支援を行っています。また、認知症により行方不明となる高齢者を安全に保護するため、西尾警察署の協力のもと、市民の協力を得て「西尾市高齢者おかえりネットワーク」システムを導入しています。

■ 計画値と実績値との比較

		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
認知症カフェ（か所）	計画値	8	9	10
	実績値	8	9	9
	達成率	100.0%	100.0%	90.0%

③ 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるよう、虐待防止・早期対応の取組や、成年後見制度の利用支援等を実施しています。高齢者虐待等の事案に対しては、介護支援専門員や警察との連携を強化しており、地域包括支援センターを中心とした迅速な相談対応ができます。また、高齢化の進行により認知症高齢者等も増加しており、成年後見制度への関心が高まっています。専門職等が制度への理解を深められるような取組が求められており、令和元（2019）年度には専門職等を対象に「支援困難事例研修会」を開催しました。

■ その他の実績値

		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
支援困難事例研修会(参加人数)		実績なし	83	—

(4) 安心して利用できるサービス提供体制の構築

① 介護保険サービスの運営強化

高齢化の進行に伴い、今後も介護サービスのニーズは高まることが見込まれます。このような中、財源と人材をより効果的・効率的に活用し、介護保険制度への信頼性を高めていくことが重要です。本市においては、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「住宅改修等の点検」「介護給付費の通知」の5つの事業を実施するとともに、サービス事業所への指導や支援等を行い、適切なサービスの確保と費用の効率化を図っています。

② 家族介護者支援の推進

介護に携わる家族介護者の負担は、精神的にも、肉体的にも大きなものであるため、家族介護者支援の取組を推進しています。おむつ支給は一定の利用があるものの、申請者が固定化しており、大きな変化がありません。

■計画値と実績値との比較

		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
おむつ支給枚数 (枚)	計画値	690	700	710
	実績値	688	692	640
	達成率	99.7%	98.9%	90.1%

③ 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

介護従事者的人材の確保や育成については全国的にも大きな課題となっています。人材育成等に関しては、愛知県や関係者と連携して事業の周知啓発や従事者に対する情報提供、各種研修、従事者相互や多職種との連携強化による意識醸成や課題共有等を実施しています。愛知県が実施する各種取組の周知を進めていますが、十分に活用されているとは言えず、より一層の利用促進が必要となっています。

④ 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

佐久島は離島であることからサービスの利用が困難であり、さらに高齢化率も高い地域となっています。「佐久島情報交換会」を開催し、様々な検討を行うとともに、渡船運賃の助成を行うことで、支援を行っています。

■その他の実績値

	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
佐久島いきいきサービス回数 (回)	137	138	138
佐久島いきいきサービス参加者数 (人)	13	12	11
渡船運賃利用回数 (回)	554	598	720

(5) 地域包括ケアシステムの発展

① 地域包括支援センター機能の強化

本市は4つの日常生活圏域、7か所の地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を担う重要な役割のほか、地域包括ケアの拠点として、地域の医療・介護・福祉の中心施設となっており、センターの機能強化は地域包括ケアシステムの要となります。総合相談や介護予防ケアマネジメントなどの従来の活動の充実とともに、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の整備や地域ケア会議の開催等にも取り組んでいます。

■ その他の実績値

	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度
総合相談の相談件数(件)	4,812	4,959	5,000
権利擁護の相談件数(件)	519	596	600

② 地域での見守り体制の強化

一人暮らし高齢者の緊急時の連絡先等の把握を行うため、高齢者台帳（シルバーカード）の作成を促進しています。近年の作成件数は5,000件前後で推移しています。シルバーカードは民生委員が訪問調査して作成するため、作成にあたる民生委員の負担等が課題となっています。

■ 計画値と実績値との比較

	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度
シルバーカード作成件数(件)	計画値	7,800	7,950
	実績値	5,254	4,990
	達成率	67.4%	62.8%

③ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者等への支援を行うため、在宅医療・介護等の関係機関との連携を強化するための取組を進めています。

本市では市役所長寿課内に「西尾市在宅医療介護連携支援センター」を設置しており、ここを拠点として、連携のための研修会や会議等を実施しています。しかし、市民への周知・啓発や、幅広い主体の関与等について課題が残っており、さらなる取組が必要です。また、情報共有のためのICTツールについても、より利用しやすいように見直していく必要があります。

(6) 介護サービスの適正整備

介護保険サービスの年度実績と第7期計画値との比較は次のとおりです。（サービス内容の説明は64ページ～68ページに掲載しています。）

■介護給付費の年度実績と対計画比

サービス名	平成30（2018）年度			令和元（2019）年度		
	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)
居宅サービス	訪問介護	407,523	417,456	102.4%	418,566	438,337
	訪問入浴介護	63,184	52,823	83.6%	67,833	55,259
	訪問看護	158,937	139,622	87.8%	175,024	147,420
	訪問リハビリテーション	44,729	53,040	118.6%	49,371	56,720
	居宅療養管理指導	35,889	32,942	91.8%	42,889	36,307
	通所介護	1,264,807	1,188,013	93.9%	1,325,893	1,219,592
	通所リハビリテーション	661,017	661,671	100.1%	731,907	650,634
	短期入所生活介護	281,172	279,405	99.4%	296,565	272,286
	短期入所療養介護	151,722	147,819	97.4%	155,866	153,529
	福祉用具貸与	300,876	290,480	96.5%	316,765	304,844
	福祉用具購入費	14,595	12,211	83.7%	15,309	13,415
	住宅改修費	36,881	29,159	79.1%	37,911	28,371
	特定施設入居者生活介護	90,428	95,922	106.1%	90,468	111,072
地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	0	4,048	—	0	4,650
	夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0
	地域密着型通所介護	520,529	514,615	98.9%	561,790	509,284
	認知症対応型通所介護	57,657	57,561	99.8%	58,958	64,126
	小規模多機能型居宅介護	454,739	319,183	70.2%	479,380	337,252
	認知症対応型共同生活介護	389,394	374,989	96.3%	445,394	364,682
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	263,025	229,972	87.4%	263,143	263,156
施設サービス	介護老人福祉施設	1,702,338	1,735,784	102.0%	1,713,220	1,782,075
	介護老人保健施設	1,676,335	1,687,761	100.7%	1,680,109	1,716,912
	介護療養型医療施設	389,459	388,484	99.7%	301,477	40,865
	介護医療院	89,123	61,560	69.1%	177,280	429,608
居宅介護支援		493,295	497,057	100.8%	505,182	505,436
合計		9,547,654	9,271,577	97.1%	9,910,300	9,505,832
						95.9%

■予防給付費の年度実績と対計画比

サービス名	平成30（2018）年度			令和元（2019）年度		
	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	67	—	0	25
	介護予防訪問看護	9,502	9,542	100.4%	9,856	9,903
	介護予防訪問リハビリテーション	15,986	12,939	80.9%	23,434	14,439
	介護予防居宅療養管理指導	2,727	2,590	95.0%	3,652	3,260
	介護予防通所リハビリテーション	76,151	78,077	102.5%	81,431	84,666
	介護予防短期入所生活介護	6,521	3,251	49.9%	7,707	2,952
	介護予防短期入所療養介護	175	475	271.4%	262	350
	介護予防福祉用具貸与	46,074	47,500	103.1%	50,079	52,824
	特定介護予防福祉用具販売	2,591	3,014	116.3%	2,826	3,621
	介護予防住宅改修	17,636	12,217	69.3%	17,932	16,609
サードパーティ型	介護予防特定施設入居者生活介護	0	2,110	—	0	2,744
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	15,054	12,428	82.6%	16,567	8,095
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0
介護予防支援		52,421	40,218	76.7%	53,672	43,560
合計		244,838	224,428	91.7%	267,418	243,048
						90.9%

4 アンケート結果からみる課題

本計画策定の基礎資料とするため、各種アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

■調査の実施概要

区分	対象	調査方法	調査期間	回収状況
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の65歳以上の方で要介護認定を受けていない方	郵送配布 郵送回収	令和元年12月2日～12月16日	配布：7,000 回収：4,869 回収率：69.6%
在宅介護実態調査	市内在住の自宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方	調査員による 聞き取り調査	平成30年12月3日～令和元年10月24日	直接訪問により 730人に実施
事業所調査	市内の介護事業所	インターネットを通じた調査	令和元年12月2日～12月27日	配布：153 回収：72 回収率：47.1%
介護サービス利用アンケート	市内在住の要支援認定を受けている方	郵送配布 郵送回収	令和2年2月3日～2月14日	配布：1,604 回収：1,025 回収率：63.9%

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 身体の状況に関すること

- 要介護認定を受けていない高齢者でも、「現在、何らかの介護を受けている」とする割合が8.5%となっています。介護・介助が必要になった主な原因では、男性で「高齢による衰弱」や「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が、女性では「骨折・転倒」が高くなっています。それに対応した健康づくり・介護予防が必要です。
- 現在治療中、または後遺症のある病気は「高血圧」が40.5%と最も高く、次いで「目の病気」「高脂血症（脂質異常）」が続いています。「ない」と回答する割合は約1割であり、高齢者の大部分が何らかの病気の治療中または後遺症がある状況となっています。
- アンケート結果から各機能のリスク該当者・機能低下者を抽出したところ、「運動器」「転倒」「閉じこもり」「口腔機能」「手段的自立度（IADL）」「知的能動性」「社会的役割」について、いずれにおいても年齢が上がるにつれてリスク該当者・機能低下者の割合が高くなっています。特に85歳以上でリスク該当者・機能低下者の割合が高まる傾向にあります。
- 現在の介護予防への取組状況では、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が

19.7%と最も高くなっています。「意識して取り組んでいる」と「少しだけ取り組んでいる」を合わせた、『介護予防に取り組んでいる』人の割合は 27.3%となっています。介護予防に対する意識を高めるとともに、具体的な取組方法に関する情報提供等が必要であると考えられます。

●関心のある介護予防の種類は、「筋トレなど運動能力の向上」「転倒・骨折予防」がともに 47.1%と最も高く、次いで「認知症予防」が 43.1%となっています。性別でみると、比較的女性の方が関心がある項目の回答が多く、男性に対する働きかけも必要であると考えられます。

② 生活に関すること

●外出を控えている人の割合は全体で 19.3%となっています。年齢が上がるにつれてその割合は増加し、85 歳以上では約半数となっています。外出を控える理由は「足腰などの痛み」が最も高くなっていますが、年齢が上がるにつれて「交通手段がない」が高くなっています。高齢者の閉じこもりを防止するためにも、より身近な所での通える場所づくりが必要です。

●誰かと食事をともにする機会について、一人暮らしの高齢者では「ほとんどない」が 21.8% となっており、約 2 割で孤食の傾向がみられます。

●自分で食品・日用品の買物が「できない」人の割合は 6.5%、自分で食事の用意が「できない」人の割合は 12.1% となっています。ともに 85 歳以上になるとその割合が上昇するため、高齢化が進むことで生活支援や家事援助、配食等のニーズが高まる可能性があります。

●仮に介護が必要になった場合に希望する生活では、「自宅で、訪問介護や通所介護などを活用しながら生活したい」が 52.3% と最も高くなっています。「自宅で、家族や親族などが中心となって介護してほしい」を合わせると 68.1% となり、約 7 割の高齢者が住み慣れた地域での暮らしを希望しています。

③ 社会参加に関すること

●地域の会・グループ等への参加状況をみると、『参加している』割合が高いものは、町内会・自治会 (29.6%)、趣味関係のグループ (26.3%)、収入のある仕事 (24.3%) などとなっています。特に収入のある仕事をしている人は 65~69 歳で 41.5%、70~74 歳で 32.5% となっており、前期高齢者において高くなっています。60 代は仕事を継続する人が多く、今後も就労促進の取組においてニーズがあると考えられます。

●地域づくり活動への参加者としての参加意向をたずねたところ、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた、『参加意向がある』人の割合は 52.2% となっています。企画・運営側としての参加意向ではその割合が 31.6% となっています。参加者としては半数以上の高齢者が参加意欲を持っているため、参加を促進していくことが重要です。

④ 相談に關すること

- 相談相手（家族や友人・知人以外）についてたずねたところ、「そのような人はいない」が37.9%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が26.1%、「地域包括支援センター・役所」が15.7%となっています。特に男性で「そのような人はいない」が高く、「地域包括支援センター・役所」が低くなっているため、相談窓口の周知等が求められます。
- 認知症に関する相談窓口について、知っている割合は25.8%となっており、さらにこの割合を高めるための周知が必要です。
- 地域包括支援センターの認知度では、「名前は知っているが、どのような活動をしているか知らない」が41.1%と最も高く、次いで「まったく知らない」が29.9%となっています。いざという時に市民に有効に利用してもらえるよう、地域包括支援センターの具体的な役割や取組内容も含めて、より一層の周知が必要です。

（2）在宅介護実態調査

① 介護者について

- 主な介護者の年齢は、60代以上が66.3%となっており、老々介護となっている割合が高いことがわかります。
- 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた家族の状況では、家族や親族が仕事を辞めたり、転職したりした割合が6.5%となっています。

② サービスについて

- 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、「特になし」以外では「外出同行（通院、買い物など）」が20.7%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が17.8%となっています。外出を支援する取組のニーズが高まっています。
- 現時点での施設等への入所・入居の検討状況についてみると、「入所・入居を検討している」が17.1%となっており、要介護3以上では3割前後みられます。
- 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等についてみると、「認知症状への対応」が35.6%と最も高く、次いで「日中の排泄」「外出の付き添い、送迎等」がともに25.6%となっています。認知症に関するサービス等の充実が求められています。

(3) 事業所調査

① 介護人材について

- 介護人材の確保についての所感では、「やや不足している」が50.0%、「とても不足している」が29.2%と、合わせて79.2%が人材の不足を感じています。介護人材が不足している主な理由についてみると、「募集しても応募がない」が75.4%と最も高く、次いで「有資格者など、希望する人材が確保できない」が40.4%となっています。介護職を希望する人が増えるような取組が必要であると言えます。
- 外国人従業者を雇う予定については、「予定がある」と「予定はないが検討している」を合わせた、何らかのかたちで外国人従業員が関わる予定の事業所は30.6%となっています。
- 不足している専門職種は「介護福祉士」が51.4%と最も高く、次いで「介護支援専門員」が26.4%となっています。
- 介護人材の不足を解消するための取組として必要だと思うことは、「賃金の増加」が75.0%と最も高く、次いで「介護職へのイメージアップ、社会的地位の向上」が50.0%、「介護労働環境の改善」が45.8%となっています。

② サービスについて

- サービスの質の向上に向けた研修への参加では、「事業所内での研修の実施及び外部の研修に参加」が87.5%、「外部の研修のみ参加」が6.9%となっており、ほとんどの事業所が質の向上に向けた取組を行っています。
- 事業所からみて、市内の介護保険サービスで不足していると感じるものは「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護」などであり、いずれも3割を超え、高くなっています。
- 施設サービスについては「介護老人福祉施設」と「介護老人保健施設」において「十分提供されている」と「どちらかといえば提供されている」の合計割合が「どちらかといえば不足している」と「とても不足している」の合計割合を超えていました。施設サービスについては、ある程度現在の状況で充足されていると感じている事業所が多いことがわかります。
- 本市で実施していない地域密着型サービスで、ニーズがあるとの回答が多かったものは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）などとなっています。

③ 在宅医療・介護連携について

- 医師や歯科医師、医療機関など、医療との連携状況では、「必要時に取っている」が52.8%、「常に取っている」が27.8%となっており、合わせて80.6%が連携を取っています。また、

サービス利用者のうち医療行為が必要な方が「いる」割合が70.8%となっており、多くの事業所で医療との連携が必要な状況となっています。

④ 地域包括支援センターについて

- 地域包括支援センターとの連携状況では、「必要時に取っている」が52.8%、「常に取っている」が38.9%となっており、合わせて91.7%が連携を取っています。地域包括支援センターに充実・強化してほしいと思うことは、「困難事例への支援の充実」が61.1%と最も高く、次いで「相談機会の増加、緊密な情報交換」が47.2%、「情報提供の充実」が38.9%となっています。これらの機能について、充実するための体制整備が求められます。

(4) 介護サービス利用アンケート

- 介護サービスを必要としたきっかけは、「病気・ケガ（入院等）」が53.0%と最も高く、次いで「年齢による老化」が25.6%となっています。何らかの身体上の問題から、サービス利用に移る人が多いことがわかります。
- 現在の介護サービスを利用されている一番の理由は、「心身の維持回復のため」が53.3%と最も高く、次いで「家族を介護で困らせないため」が19.5%となっています。
- 基本的に介護サービスを利用したいと思うかたずねたところ、81.1%が「思う」と回答しており、利用意向が高くなっています。また、心身の状況がある程度回復しても、現在のサービスを利用したいかたずねたところ、「心身状況に合ったサービスを利用したい」が34.7%と最も高く、次いで「回復しても現在のサービスを続けたい」が25.3%となっています。
- 身体機能の強化・維持のため、週一回以上のストレッチなどに取り組めるかたずねたところ、「すでに実施している」が36.1%と最も高くなっています。「実施したいが、できない」と「できない」を合わせた割合は36.5%となっています。「実施していないが、できる」は10.2%となっています。
- 本当の望む暮らしは、「家族などに迷惑を掛けない暮らし」が35.5%と最も高く、次いで「今まで良い（年齢とともに身体機能が弱ってもやむを得ない）」が23.5%となっています。

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 計画の基本理念

本市では、これまですべての高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参画を果たし、必要に応じて希望する様々なサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送ることができる地域づくりをめざし、様々な施策を推進してきました。

第8期計画では、引き続き高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするとともに、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現をめざします。そのため、本計画の基本理念は、第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾」を引き継ぎ、以下のように設定します。

**地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾
～高齢者が輝く地域共生社会をめざして～**

2 計画の基本目標

本計画の基本目標について、地域包括ケアシステムの発展と地域共生社会の実現に向けて、第7期計画の基本目標を一部踏襲しつつ、新たな制度改正や課題等に対応した取組を推進します。

基本目標1 地域包括ケアシステムの発展

各圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを段階的に発展させることをめざし、地域包括支援センターの機能強化とともに、地域の各団体や専門職等が連携し、市民主体の活動を促進することで高齢者が安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めます。

基本目標2 健康づくりと生きがい対策の推進

高齢期となる前からの健康増進を促進するため、早期からの健康づくりを推進するとともに、要支援・要介護認定の軽減や重度化の抑制のため、介護予防事業の充実・強化を図ります。さらに、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくり等の地域活動を含めた幅広い社会参加や多様な交流の場の整備を進めます。

基本目標3 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

住宅や公共施設、交通機関による移動等、生活環境のあらゆる場面における安心のためのまちづくりを推進します。特に、高齢者の居住については、安定した居住の確保を図るため、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。安心して地域の中で生活できるよう、災害や感染症等に対応することで、高齢者の安全確保を推進します。

基本目標4 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症についての正しい理解を進めた上で、予防や効果的な施策推進を図ります。また、個人の意思が尊重された暮らしのため、高齢者の権利擁護や虐待防止に向けた支援体制を充実させます。

基本目標5 安心して利用できるサービス提供体制の構築

持続可能な介護保険事業の運営に努めるとともに、必要な給付を適正に提供し、市内すべての高齢者や介護者が安心してサービスを利用できる体制を構築します。また、そのためにサービス提供に携わる人材の養成・確保とともに、市民活動団体や高齢者自身への啓発や養成も推進します。

基本目標6 介護サービスの適正整備

介護が必要な高齢者に適正な介護サービスを提供するとともに、介護保険サービスの基盤整備に継続して取り組みます。そのため、介護保険制度に関する普及啓発や介護給付の適正化や介護保険料の収納率向上に取り組みます。

基本目標7 介護保険料の設定

持続可能な介護保険制度のもとで、安定的に介護保険サービスを提供していくため、令和7（2025）年や令和22（2040）年を見据えた介護給付費の見込み量に基づき、第8期計画期間中の介護保険料を設定します。

3 計画の施策体系

基本目標	施策
1 地域包括ケアシステムの発展	(1) 地域包括支援センター機能の強化
	(2) 地域における支え合いの体制づくり
	(3) 在宅医療・介護連携の推進
2 健康づくりと生きがい対策の推進	(1) 健康づくりと介護予防の推進
	(2) 生きがいづくりの推進
	(3) 就労の促進
3 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築	(1) 人にやさしいまちづくり
	(2) 高齢者の住まいの安定
	(3) 在宅生活の支援の充実
	(4) 緊急時における体制の強化
4 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進	(1) 認知症施策の充実
	(2) 地域における認知症施策の充実
	(3) 高齢者の権利擁護の推進
5 安心して利用できるサービス提供体制の構築	(1) 介護保険サービスの運営強化
	(2) 家族介護者支援の推進
	(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保
	(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開
6 介護サービスの適正整備	(1) 居宅サービスの適正整備
	(2) 地域密着型サービスの適正整備
	(3) 施設サービスの適正整備
	(4) その他の施設の状況
7 介護保険料の設定	(1) サービス見込み量の推計の手順
	(2) 被保険者数の推計
	(3) 要支援・要介護認定者の推計
	(4) 介護給付費等の見込み
	(5) 介護保険料の算出

第4章 施策の推進

※第4章の「具体的な取組」の名称に【新規】がついているものは、第7期計画に記載がなく、本計画から掲載する取組です。

基本目標1 地域包括ケアシステムの発展

(1) 地域包括支援センター機能の強化

【施策の方向性】

本市の地域包括支援センターは、4つの圏域に7か所設置しています。地域包括支援センターには、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を担う重要な役割のほか、地域包括ケアの拠点として、地域の医療・介護・福祉の中心施設となっています。

そのため、地域包括支援センターの人員体制の強化等、施設機能の充実を図りながら、地域包括支援センターを軸とした関係機関のネットワークの強化に努めます。

【指標】

指標	現状値		目標値	
	R1	R3	R4	R5
総合相談件数（件）	4,959	5,000	5,050	5,100
権利擁護に関する相談件数（件）	596	610	620	630
事業対象者数（人）	335	350	365	380

【具体的な取組】

01 地域包括ケアの中心拠点としての活動

高齢者が住み慣れた地域で充実した日々を送れるよう、地域包括ケアの中心拠点として、地域包括支援センターが一人ひとりの高齢者に合わせた総合的な支援を行います。

従来の活動に加え、「インフォーマルサービス」の拡充に力を入れ、地域共生社会実現に向けた機能を担うための支援活動に取り組みます。

また、必要な際に地域包括支援センターを有効に活用してもらえるよう、市民に対するセンターの周知・啓発を進めます。

さらに、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、保健師・社会福祉士、主任介護支援専門員のほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組みます。

02 総合相談

地域において安心できる中心拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、高齢者の保健・医療・福祉等の様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつく

ります。また、高齢者本人やその家族等に対し、相談窓口としての周知を図ります。

03 権利擁護

高齢者が、自らの権利を理解し行使できるように、専門性に基づいた支援をします。

地域における高齢者虐待の早期発見や早期対応、成年後見制度や消費者被害についての周知や啓発等を実施するとともに、高齢者の様々な権利が守られ、安心して暮らしていくよう、地域包括支援センターが中心となったネットワークを構築します。

04 包括的・継続的マネジメント

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の医療機関等、介護支援専門員及び介護事業所等との連携を支援します。

多職種協働による取組や地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの支援を行うとともに、地域の介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントを推進できるよう、ケアプラン作成技術の指導や個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行います。

05 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び事業対象者に対して、高齢者の自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようするため、本人ができるることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を図ることをめざします。

介護予防のケアプラン作成を担う地域の介護支援専門員に対し、必要に応じて個別指導を行います。

(2) 地域における支え合いの体制づくり

【施策の方向性】

今後、さらなる高齢化の進行により、地域において見守りが必要な高齢者が増加することが見込まれます。そのため、地域で日常的に見守り、支え合う地域づくりを促進するための取組をより一層強化していきます。地域包括ケアシステムの推進及び「地域共生社会」の実現に向け、地域住民や関係団体などが相互に連携し合うことができる協力体制の構築を図ります。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
地域ケア会議の開催回数（回）	76	80	80	80
地域ケア会議における個別事例の検討を行う割合（%）※R2 交付金指標	72%	72%	72%	72%
多職種協働カンファレンスの開催回数（回）	24	24	24	24
支え合い活動を行う「地域支援団体」数（団体）	3	5	6	7
常設型サロン設置数（か所）	1	3	3	3
「高齢者支え隊」登録者数（人）	292	350	375	400

【具体的な取組】

06 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの実現のため、地域の実情を的確に把握し、地域資源の構築方法や課題解決手段を導き出すための地域ケア会議を定期的に開催します。

地域包括支援センターが中心となり、多職種協働によるネットワークを重要視しながら継続して地域ケア会議を推進し、地域課題の解決に向けた機能的な会議が開催されるよう、内容の充実を図ります。

07 多職種協働カンファレンス【新規】

保険者主催のケア会議として「多職種協働カンファレンス」を定期的に開催し、市全体のケアプランやサービス提供における質の向上と地域におけるインフォーマルサービス等の共有を図ります。

「多職種協働カンファレンス」は「介護予防版」と「要介護版」の2つの場に分けて定期的に開催し、市内の介護支援専門員同士の事例共有や各専門職からのアドバイスを受ける機会とすることで、それぞれのケアプランの見直しや質の向上を図ります。

08 生活支援コーディネーターの活動促進

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、

生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材として、生活支援コーディネーターを配置します。

多様な通いの場の立上げや通いの場を必要とする住民やボランティアとのマッチング等、人と人、人と活動とのつながりを積極的に支援することで、介護予防事業への参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを促進します。

また、医療や介護サービスのほか、民間企業等の様々な関係機関と連携を図りながら、介護予防事業等の拡大に努めます。

09 地域における支え合い・見守り活動の強化（地域支援団体の設置・第3層協議体）【新規】

身近な地域において、地域課題の把握・分析や解決に向けた取組等が主体的に行われ、見守り、支え合える地域づくりが推進されるよう、「第3層協議体」の開催を通じて地域支援団体の活動の活性化を促進します。

生活支援コーディネーター等を中心に、地域の人材や団体活動を総合的に支援し、人材、組織、活動の目的等が明確化した地域から、順次「地域支援団体」の立上げを進めることで、地域における支え合い活動を支援します。

10 住民主体による常設型サロンの運営【新規】

介護サービス以外の通いの場の充実に向け、市内の高齢者であれば誰でも自由に参加できる常設型サロンの設置を進めます。

令和2（2020）年4月1日から、福祉センターで「粋な西尾道場」を、一色老人福祉センターで「粋な一色道場」を開設しており、これらの常設型サロンを活性化させながら、他のサロン等と連動させるとともに、全市に波及させてことで、高齢者の外出機会の増加を図ります。また、内容については運営に関わる市民等との協働により、参加者ニーズを踏まえた多種多様な内容の充実をめざします。

11 生活支援ボランティアの発掘と養成

高齢者の生活支援サービスを行うボランティアを小学校区ごとに「高齢者支え隊」としてグループ構成し、名簿登録します。

ボランティアの発掘と養成に努めるとともに活動を広く市民に周知します。ボランティアの活躍の場を生活支援サービス以外にも拡大し、ボランティア意識の高い地域住民が意欲的に行動できるように体制整備を進めます。

また、担い手の拡大に向けた様々な方策の導入について検討を進めます。

12 高齢者生活支援の体制づくり

概ね中学校区ごとに、必要に応じて「高齢者支え隊会議」を開催し、生活支援ニーズについて地域で検討が必要な地域課題について協議し、解決・支援の方法について検討を行い、生活支援体制づくりを促進します。

13 シルバーカード

地域に居住する一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯を民生委員が訪問調査し、
高齢者台帳（シルバーカード）を作成し、緊急時の連絡先等の把握を行います。

緊急時の対策や介護・福祉サービスの有効活用のため、一人暮らしの高齢者等の情報を
必要時に限って活用します。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

【施策の方向性】

医療及び介護の双方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療及び在宅介護を一体的に提供するために、居宅に関する在宅医療・介護等の関係機関と連携を強化し、情報提供・相談対応・連絡調整等の適正な実施に努めます。

【指標】

指標	目標値			
	R1	R3	R4	R5
医療・介護関係者の研修開催回数（回）	1	3	3	3
ICT ツール登録件数（件）	20	30	40	50

【具体的な取組】

14 在宅医療・介護サービスの拡大

「西尾市在宅医療介護連携支援センター」を中心に、地域包括支援センター、医師会等と連携を図り、地域の医療・介護関係者が参画する会議等で検討し、情報共有を進めながら在宅医療・介護サービスの一層の拡大を図ります。

また、医師・歯科医師・薬剤師等に積極的に在宅医療に関わっていただけるよう、医療・介護関係者への研修などを行い、在宅医療の充実を図ります。

15 市民に対する医療・介護等の啓発

日常診療において、患者の生活背景を把握し、自己の専門性に応じた医療を提供するとともに、高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう、在宅医療に取り組むかかりつけ医の啓発を進めます。医師会と連携を図りながら、かかりつけ医に関する啓発や、個別相談に対応していきます。

また、講演会等を通じて市民の在宅医療・介護連携の理解を促進するとともに、アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）についての情報提供を行い、終末期を含めた今後の医療や介護の方針についての話し合いを促進します。

16 在宅療養支援、医療・介護連携の推進（ICTによるネットワークの見直し）【新規】

入退院を繰り返す患者や医療ニーズの高い要介護者が安心して切れ目のない医療・介護を受けることができるよう、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援するためのICTによるネットワークツールの見直しを行います。

また、ネットワークツールを医療・介護関係者に積極的に活用してもらえるよう、情報発信や啓発活動を行います。

基本目標2 健康づくりと生きがい対策の推進

(1) 健康づくりと介護予防の推進

【施策の方向性】

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加することが予測される中、高齢期となる前からの早期の健康増進を促進して認定者の抑制を図るため、運動機能や栄養状態、こころの健康等の改善とともに、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援しながら心身の健康づくりを推進していきます。

また、高齢者の閉じこもりの防止や生きがいづくり等、総合的な介護予防に資するよう、多様な「通いの場」を充実させるとともに、より多くの高齢者が個々のニーズに合った通りの場や介護予防に取り組める機会に参加できるよう支援します。

【指標】

指標	現状値		目標値	
	R1	R3	R4	R5
特定健康診査受診率（%）	40.3	55	60	60
特定保健指導実施率（%）	20.7	50	55	60
後期高齢者医療健康診査受診率（%）	28.04	29	29.5	30
8020 表彰者数（人）	195	200	210	220
「まちの体操教室」開催か所数（か所）	14	22	26	30
「まちの体操教室」参加者数（人）	633	680	700	720
地域リハビリテーション活動支援事業参加者数（要支援個別訪問アセスメント件数）（人）	57	70	80	90
訪問型・通所型緩和サービス事業所数（事業所）	21	21	22	23

【具体的な取組】

17 健診受診等の促進

40～74歳の国民健康保険加入者を対象とし、内臓脂肪型肥満に着目して実施する生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導、がん等の早期発見・早期治療のための各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん・結核、乳がん・子宮がん（女性のみ）、前立腺がん（男性のみ））を実施します。さらに、う蝕予防と歯周病予防対策として成人歯科健診を実施します。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施を展開できるよう、各種データの分析や府内関係部局間での連携強化を図ります。

18 介護予防把握事業

65歳以上の一般高齢者を対象に、閉じこもり等何らかの支援を要する人を早期に把握

し、介護予防活動につなげます。対象者の把握にあたっては、関係部局との連携による情報収集及びデータの見える化により実施し、精度を高めます。

令和3年度（2021年度）から、市町村が必要と認める要介護認定者についても総合事業の利用が可能となり、また、サービス単価の上限の弾力化が可能となるため、本市の現状に即し、またサービス利用者の状態の改善につながるような事業の在り方を検討します。

19 介護予防普及啓発事業

介護予防に役立つ健康体操、栄養、運動、口腔、認知症に関する正しい知識の普及啓発や介護予防教室の展開に努めます。

住民のニーズを適切にとらえ、幅広い対象に正しい知識の普及啓発をし、ニーズに合わせた介護予防教室の展開を図ります。

20 地域介護予防活動支援事業

住み慣れた地域で気軽に参加することのできる介護予防活動の展開をめざして、住民主体で継続的に活動できる「通いの場」等の介護予防活動の育成及び支援を行います。

地域の特色を活かした「通いの場」の充実に向け、集会所等の地域の身近な場所で、介護予防活動を実施する団体に対して、活動費の補助や団体の立ち上げに関する相談等の支援を行います。

21 一般介護予防事業評価事業

介護予防・日常生活支援総合事業の利用・参加状況の把握・分析・評価を行い、結果を基に、利用者のニーズにあった効果的な事業となるよう改善を図っていきます。

22 地域リハビリテーション活動支援事業

介護・医療機関等との連携を強化しながら、地域における出前講座、通所、訪問や地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。地域の介護予防活動の質の向上や市全体の介護予防の取り組みの活性化に向けて、西尾リハビリネットワーク等、専門職との連携を推進します。

23 訪問型・通所型緩和サービスの充実

訪問型サービスは、身体介護を必要としない方を対象に居宅を訪問して日常生活の支援を行います。また、通所型サービスは、通所介護施設または接骨院で運動機能の向上を目的に支援を行います。

事業対象者及び要支援者等に自立支援に向けた適正なサービスを提供できるよう、サービス基盤の確保や内容の充実を図ります。

24 まちの体操教室【新規】

介護予防のため運動を必要とする高齢者のために、身近な地域で週1回程度の運動がで

きる機会として「まちの体操教室」を市内各地域で実施します。「まちの体操教室」においては、参加者同士の交流を通じて地域コミュニティづくりに寄与されるよう支援します。

より多くの高齢者が身近な地域で「まちの体操教室」に参加できるよう、教室の増加を促進します。

(2) 生きがいづくりの推進

【施策の方向性】

高齢者の生きがいづくりや社会参加による心と体の健康づくりに向けて、高齢者の豊富な知識・技能・経験を地域に活かす活動や、生涯学習、老人クラブ等を通じて、高齢者が心豊かに充実した生活を送れるよう努めています。

【具体的な取組】

25 生涯学習の促進

高齢者が興味や生きがいを感じる学習の素材や講座の提供の充実に努めるとともに、学んだことを子どもたちや社会に広く還元できる機会も確保し、生涯学習をまちづくりにつなげていく活動を促進します。

講座終了後にアンケートを実施し、結果を踏まえて受講する高齢者のニーズに合わせた学習機会を提供できるよう、講座内容等の充実を図ります。

26 老人クラブ活動の推進

老人クラブでは、高齢者がその知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行うための自主的な集まりの場・機会を提供しています。

老人クラブ活動への支援を通じて高齢者の生きがいづくり、健康づくり、人や地域との交流を推進するとともに、介護予防につながる活動を促進します。

(3) 就労の促進

【施策の方向性】

一人ひとりが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者が積極的に就労などで活躍できる環境を整備します。

【指標】

指標	現状値		目標値	
	R1	R3	R4	R5
シルバー人材センター会員数（人）	1,268	1,332	1,358	1,385

【具体的な取組】

27 シルバー人材センターの活動の推進

高齢者の就業場所を確保する機関であるシルバー人材センターを今後も支援し、高齢者の就労や社会参加の機会の拡充を促進します。会員数の増加に向けた入会促進と退会抑制を支援し、さらなる就業の拡大を支援します。

28 就労の機会や活躍の場に係わる情報提供【新規】

高齢者が社会貢献によって生きがいややりがいを持って暮らしていくよう、シルバー人材センターやハローワーク等の就労関係機関等との連携を強化し、高齢者の就労に関する情報提供や相談機会の充実を図ります。

また、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の設置及び就労活動のコーディネートについて検討を進めます。

基本目標3 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

(1) 人にやさしいまちづくり

【施策の方向性】

高齢者をはじめ、すべての市民が通院や買い物等の外出をしやすい環境を整備するため、公共交通体制の整備や移動に関する支援を行います。

【指標】

指標	現状値		目標値	
	R1	R3	R4	R5
タクシーチケットの交付人数（人）	604	666	685	705

【具体的な取組】

29 公共交通機関の整備・充実

「西尾市地域公共交通計画」に基づき、鉄道、渡船、バス、タクシー等が相互に連携し合う地域公共交通体制の充実を図ります。名鉄西尾・蒲郡線、路線バス、ふれんどバス、六万石くるりんバス及びいこまいかーの連携により買い物や通院等の移動支援を行うことで、高齢者が安心して快適に暮らせる環境を整備します。

30 タクシーチケットの交付

交通手段の確保が難しく、引きこもりがちな高齢者が、通院や買い物等のため、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成します。高齢者の運転免許返納者の増加に伴い利用の増加が見込まれることから、利用対象者等を見直しつつ、生活支援体制のあり方を検討します。

(2) 高齢者の住まいの安定

【施策の方向性】

高齢者の身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいを、高齢者自らが選択できるよう、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が多様な介護ニーズの受け皿となっている現状を受け、都道府県との連携を強化します。

【指標】

指標	現状値		目標値		
	R1	R3	R4	R5	
住宅改修費助成件数（件）	114	151	158	165	

【具体的な取組】

31 住宅改修費助成

介護保険の基準を上回る改修費の一部を助成します。介護保険サービス利用者のために、引き続き事業の実施に努めるとともに、利用者の日常生活の自立を支援し、身体状況に適した住宅改修となるように関係事業者への指導を強化します。

32 高齢者向け市営住宅

所得に応じ、適正な負担で居住を確保します。また、段差の解消やエレベーターの設置等、市営住宅のバリアフリー化を進め、高齢者等に配慮した環境の整備を進めます。

33 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの情報を市民へ提供します。また、サービスの質を確保するため、苦情や通報に速やかに対応し、必要に応じて愛知県への情報提供を行います。

34 養護老人ホーム

経済的に困窮し、在宅生活が困難な高齢者の入所措置を行い、生活の安定を図ります。

35 生活支援ハウス

家庭環境や住宅事情等により、自宅において生活することが困難な高齢者に一時的に住居を提供し、日常生活の相談等について生活援助員が助言等の支援を行います。

(3) 在宅生活の支援の充実

【施策の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、支援が必要な高齢者に対して、本人やその家族のニーズに応じた生活支援サービスの充実と利用促進を図っていきます。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
配食サービス利用人数（人）	375	495	555	615
緊急通報システム累計設置件数（件）	159	161	163	165
在宅介護サービス利用料の助成件数（件）	2,292	2,526	2,652	2,784
住宅用火災警報器累計設置者数（人）	706	714	718	722
家具転倒防止金具累計設置者数（人）	218	224	227	230

【具体的な取組】

36 配食サービス

在宅の高齢者に対し、希望する日に食事を配達することで、安否確認を行います。利用者が増加しているサービスであるため、高齢者の見守りと生活支援に寄与するよう事業の継続に努めます。

37 緊急通報システムの設置

緊急時に迅速に通報できる緊急通報端末器を設置し、一人暮らし高齢者の緊急事態の対応を図ります。対象となる人への制度の周知を図り、緊急時の対応の充実に努めます。

38 介護保険利用者への助成

低所得者に対し、費用負担の軽減を図るため、在宅介護サービス利用料の一部を助成します。介護事業所の実地指導等を通じて制度内容の周知を図り、適切に制度を利用できるよう支援します。

39 住宅用火災警報器設置

一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、火災が発生した場合、素早い対応が取れるよう、住宅用火災警報器の設置を支援します。地域包括支援センター等を通じて制度の周知を図り、設置件数の増加に努めます。

40 家具転倒防止金具（器具）の取り付け

一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止の金具（器具）の取り付けを支援します。対象となる世帯への制度の周知を図り、防災対策の充実に努めます。

(4) 緊急時における体制の強化

【施策の方向性】

台風等の自然災害による被害が甚大化していることや、特殊詐欺等の高齢者を狙った犯罪が多発していることを受け、高齢者への防犯・防災対策を推進します。

また、地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等と整合を図りながら、災害時や感染症の流行期等においても安定的な介護保険サービスの提供が図られるよう高齢者やサービス事業者等に対する総合的な感染症対策・防災対策に取り組みます。

【具体的な取組】

41 防犯・防災体制の整備

地域包括支援センターや警察、民生委員、町内会等の連携を強化し、高齢者をねらった犯罪被害防止に努めます。また、個人情報の保護に留意しながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、消防、自主防災会等と情報を共有し、有効な支援ができるような体制を整備します。

42 感染症対策の充実【新規】

市内事業所で感染症が発生した場合に備え、事業所に対して感染拡大防止のための物品の備蓄を促進します。

また、保健所等の関係機関と連携を図りつつ、感染症対策に関する正しい知識の普及を進めます。

さらに、感染症の蔓延等によりサービス提供の継続が困難になった場合を想定し、サービス提供事業者間の連携強化等を進めます。

基本目標4 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

(1) 認知症施策の充実

【施策の方向性】

後期高齢者の増加に伴って認知症高齢者のさらなる増加が見込まれるため、「認知症施策推進大綱」の5つの柱（①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開）も踏まえ、認知症への正しい理解や、認知症の発症を遅らせるための介護予防の取組の推進、認知症に備える視点まで含めた効果的な施策推進を図ります。

また、認知症ケアパスの普及や認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの活動を推進し、認知症の人や家族介護者に対して、適切に保健・医療・福祉サービスが提供される仕組みを構築していきます。

【指標】

指標	現状値		目標値	
	R1	R3	R4	R5
認知症サポーター延人数（人）	10,681	11,500	12,000	12,500
認知症予防事業開催回数（コース）	138	150	160	170
認知症予防事業参加者数（人）	477	550	650	750

【具体的な取組】

43 認知症に関する普及啓発

地域社会全体で認知症の人を支えるため、子どもから大人まで認知症の正しい知識を持つことができるよう、普及啓発に努めます。

44 認知症サポーターの育成・活動支援

地域や学校、職域などの様々な場面で認知症を支援する社会づくりが推進されるよう、認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの確保に努めるとともに、実践的な認知症サポーターフォローアップ研修を実施します。さらに、認知症サポーターによる支援チームの形成や支援ニーズに合った活動を促進します。

45 若年性認知症についての啓発

若年性認知症についての正しい知識の普及を進め、若年性認知症の早期発見・早期対応へつなげていきます。また、若年性認知症の人やその家族の相談に対応し、関係機関と連携し支援を行います。

46 認知症予防事業

市民が認知症への関心を持ち、自らが認知症に備えることができるよう、認知症予防事業を展開します。認知症予防としてコグニサイズ、脳活塾、パソコンプログラム、ウォーキングなど多様なニーズにあわせた地域の活動を支援していきます。

47 認知症地域支援推進員の活動促進

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域での認知症に対する正しい知識の普及・啓発や、家族や地域住民からの認知症に関する相談やケア方法についての専門的な助言等を行い、相談体制の充実や地域の支援体制づくりを行います。

48 認知症初期集中支援チームの設置・運営

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の症状が強い人、通院を中断した人、受診を拒否している人など、対処が困難な人に対して早期に集中的な支援を行います。

認知症初期集中支援チームにおける会議の開催や医療機関等との連携を通じ、支援が必要な人への支援の充実を図ります。

49 認知症ケアパスの整備

認知症の程度に応じて必要なサービスにつながるよう、いつ、どこで、どのような医療や介護のサービスを受けることができるのか、認知症高齢者を支えるシステムの流れ・内容をまとめた認知症ケアパスの普及を進めるとともに、必要に応じて内容の更新を行います。

(2) 地域における認知症施策の充実

【施策の方向性】

認知症の人本人だけでなく、家族等の主な在宅介護者への支援を進めます。また、全国的に行方不明・身元不明の認知症高齢者が問題となる中で、行方不明等の高齢者を安全に保護するため、地域の見守り体制の整備や関係者との連携を図り、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

【指標】

指標	現状値		目標値	
	R1	R3	R4	R5
認知症カフェ開催か所数（か所）	9	9	10	10
「西尾市高齢者おかれりネットワーク」登録者数（人）	200	300	350	400

【具体的な取組】

50 認知症カフェの開催

孤立しがちな認知症の人やその家族が、地域に溶け込みながら安心して暮らすための施策として、誰もが参加でき、集う場となる認知症カフェを開催します。

参加者同士の交流を促進するとともに、より参加しやすい環境づくりに向けて開設場所・日時等について検討を進めます。

51 認知症介護家族教室

認知症の人を介護する家族等を対象に、認知症について学ぶ教室を開催します。

本人ミーティング等を通じて認知症の人やその家族等の意見を収集し、内容に反映させることで充実を図ります。

52 認知症介護家族交流会

認知症の高齢者を介護する家族が、仲間づくりや交流を通じて、日々の悩みや不安を話し合い、介護の負担を軽くするための交流会を行います。

居宅介護支援事業所や認知症地域支援推進員を通じて、該当される家族の方へ情報が届くように周知を進めます。

53 西尾市高齢者おかれりネットワーク

西尾警察署の協力のもと、市民の協力を得て「西尾市高齢者おかれりネットワーク」システムを導入し、行方不明者の情報をメール配信することで早期発見に結び付けます。

「西尾市高齢者おかれりネットワーク」で配信された対象者の情報を担当地区の認知症地域支援推進員へ情報提供して適切なサービス利用を促し、地域で見守りができる体制を構築します。また、認知症の人やその家族に対し、事前登録についての情報を周知すると

ともに、地域全体で取り組むことで認知症への理解を深め、認知症の人が住みやすい地域づくりを進めていきます。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

【施策の方向性】

認知症等で判断能力が低下した場合でも、高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護や成年後見センターにおける成年後見制度の普及啓発や利用支援を推進します。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う体制を確立し、多職種による支援を行っていきます。高齢者虐待を未然に防ぐためにも、住民や事業者等に高齢者虐待を広く理解してもらえるよう周知を図ります。

【具体的な取組】

54 高齢者虐待防止対策ネットワーク

地域包括支援センターが中心となり、高齢者虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていくように関係者・関係機関との連携を強化します。

高齢者虐待防止についての普及啓発に向け、関係者への研修体制を強化するとともに、「高齢者虐待防止連絡協議会」を中心にネットワークの構築を図ります。また、地域住民や介護している家族への知識の普及啓発を実施します。

55 成年後見制度等利用支援事業

認知症や知的障害等により、判断能力が十分でない方が不利益にならないよう、成年後見制度の利用を支援します。

介護支援専門員に対し、高齢者の権利擁護についての研修を実施するとともに、必要に応じて専門機関等との連携を強化します。

56 介護相談員派遣事業

月1回、介護相談員を介護施設等へ派遣し、利用者の実態を把握するとともに、不安や不満への相談に応じます。

相談業務体制の見直し及び相談業務の成果をサービスの質の向上につなげていくため、相談員同士の情報共有機会の創出を図るなどの仕組みづくりに努めます。

基本目標5 安心して利用できるサービス提供体制の構築

(1) 介護保険サービスの運営強化

【施策の方向性】

介護保険事業の円滑かつ適正な運営と持続可能な制度の推進を図るため、公平・公正な認定のための体制を整え、調査を実施します。また、引き続きケアプランの点検及び給付状況の点検等を行い、給付適正化の推進に努めます。さらに、利用者に対して介護保険サービスの適正な提供ができるよう、事業者への指導・監督や協議、また、サービス事業者情報の公表を計画的・継続的に実施します。

【指標】

指標	現状値		目標値	
	R1	R3	R4	R5
介護サービス事業所への実地指導数（回）	33	34	35	36
ケアプランの点検数（回）	277	200	200	200

【具体的な取組】

57 要介護認定の適正化

要介護・要支援認定調査について、新規のみならず更新、区分変更の申請に係る認定調査結果の点検を実施します。

また、認定調査の公平・公正性を確保するため、認定調査基準の明確化や認定調査員に対する資質や専門性の向上を目的とした研修を実施するとともに、今後も家族等の同席のもとに調査を実施するよう努めます。

介護認定審査会委員については、新任・現任研修の受講及び審査手順についての説明会を実施し、審査判定の適正化及び平準化、または特記事項等が適切に審査に反映できるよう努めます。

58 ケアプランの点検

利用者の身体状況にあったケアプランが作成されるよう点検等を実施します。

担当職員のスキルアップを図りつつ、介護支援専門員等が指導できる環境を整備し、より自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントが行われるよう体制を強化します。

また、高齢者向け集合住宅に居住する要介護者等のケアプランについて、入居者の状態や生活環境に合った適切なケアマネジメントが確保されているか点検を行います。

59 縦覧点検及び医療情報との整合

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、チェック一覧表を基に提供されたサー

ビスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、愛知県国民健康保険団体連合会から提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。

引き続き点検・突合作業を行い、請求誤りや二重請求等の早期発見に努めます。

60 住宅改修等の点検

利用者宅を訪問し、改修状況等の点検を行います。

内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかという視点から、住宅改修を点検する件数を増やし適正化を図ります。また、福祉用具購入・貸与についても、必要性や利用状況等を確認し、適正給付に努めます。

61 介護給付費の通知

不要な介護サービスの提供が行われていないか、利用者が点検できるよう、介護給付費の通知を行います。

適切なサービス利用の啓発に向けて、引き続き一年間の給付費が確認できるように通知時期を増やし、利用者が自ら利用しているサービスを確認しやすいよう努めます。

62 事業者のサービス提供の適正化

介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、西尾市介護保険サービス事業者等指導実施要綱に基づき、サービス事業者に対し定期的な指導を実施します。

担当職員のスキル向上に努めるとともに、対象事業所数の増加に対応するため、指導・監査体制の充実を図ります。

63 事業者情報の開示

サービス利用者が自らサービスを選択できるように、「西尾市介護事業者・医療機関情報検索システム（ケアネットにしお）」を市のホームページ等で公開します。

今後も各事業所の内容変更があった場合、速やかに「ケアネットにしお」の情報の更新ができるように事業所へ周知を行い、適切なサービスが選択できる環境を整備します。

64 苦情対応・解決のための体制

市民からの相談・苦情に対し、市の相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談事業等の幅広い窓口で対応します。

引き続き、関係機関等との連携のもとで適切な対応に努めます。

65 居宅介護支援事業所の事業所指定

適切に居宅介護支援事業所の指定・指導が実施できるよう、体制を強化します。また、介護支援専門員との連携をより一層強化します。

(2) 家族介護者支援の推進

【施策の方向性】

介護に携わる家族介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなります。介護サービスだけでなく、家族介護者への福祉サービスの提供により、在宅での介護の継続を支援します。

【指標】

指標	現状値		目標値	
	R1	R3	R4	R5
おむつ支給枚数（枚）	692	700	710	720

【具体的な取組】

66 おむつ支給

市民税非課税世帯に属する、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している同居家族を対象に、おむつが購入できる券を支給します。寝たきりや認知症高齢者を介護する家族が適切に制度を利用できるよう、周知を図ります。

67 家族介護慰労金の支給

市民税非課税世帯に属する、要介護4または5と判定された高齢者を過去半年間、介護保険のサービスを使わずに在宅で介護している家族を対象に、慰労金を支給します。必要な人が適切に制度を利用できるよう、周知を図ります。

(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

【施策の方向性】

介護従事者的人材の確保や育成については大きな課題であり、愛知県や関係者と連携して事業の周知啓発や従事者に対する情報提供、各種研修、従事者相互や多職種との連携強化による意識醸成や課題共有等を実施します。

また、介護サービス事業所等と連携し、介護人材の確保・育成等に関する取組を展開するとともに、業務負担の軽減等に資する取組を推進します。

【指標】

指標	現状値		目標値		
	R1	R3	R4	R5	
介護支援専門員への研修実施回数（回）	6	8	9	10	

【具体的な取組】

68 人材確保に向けた連携

厚生労働省の「福祉人材確保対策」をもとに、包括的・総合的な人材確保のための取り組みを進めます。また、愛知県福祉人材センターと連携し、新規人材の養成、介護現場への就業の促進、離職防止などに取り組みます。

69 人材確保に向けた補助金の活用

「地域医療介護総合確保基金」の活用や周知に努めます。また、愛知県社会福祉協議会の「介護福祉士修学資金等貸付」の制度や離職者向けの「再就職準備金貸付」の制度の普及に努めます。

70 専門研修の実施

介護支援専門員は、今後の支援にさらなる専門的知識や技術が必要とされることから、介護支援専門員等と内容を調整しながら研修方法を検討します。

71 介護人材の確保に向けた事業所支援【新規】

市内介護サービス事業所が働きやすい環境となるよう、情報提供等の支援を行います。また、事業所の魅力や活動、職員募集などのPRチラシを市のホームページに掲載するなど、事業所への支援を行います。

72 I C Tの活用・業務効率化の推進【新規】

愛知県が実施する介護事業者のICT導入支援に係る補助制度等（介護事業所ICT導入支援事業等）の周知と活用促進を図ります。また、指定申請の提出書類や実地指導時の確認書類を削減し、事業所の負担軽減を図ります。

(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

【施策の方向性】

佐久島は離島であることから交通の便が悪く、サービスの利用が困難な地域であり、さらに高齢化率が高い地域であることから、介護予防の普及啓発やサービスの充実・維持が重要です。継続して各種事業を実施し、佐久島に住む高齢者への支援を推進します。

【具体的な取組】

73 佐久島いきいきサービス

佐久島に住む高齢者を対象に、閉じこもりや要介護状態となることの予防を目的とした「佐久島いきいきサービス」や佐久島情報交換会、佐久島健康相談会等を継続して実施します。

介護支援専門員や包括支援センターと連携を図り、利用者のニーズに合わせた対応を検討していきます。

74 渡船運賃の助成

離島における、住み慣れた地域での生活支援維持のため、渡船運賃の助成により離島居住者の介護サービス利用者負担を軽減します。

基本目標6 介護サービスの適正整備

地域包括ケア見える化システム等を用いて介護保険サービスの利用状況を正確に把握し、介護保険事業が今後も円滑かつ適正に運営されるよう、サービスの提供体制整備を図ります。

また、「共生型サービス」についても、障害担当課と検討を進めていきます。

(1) 居宅サービスの適正整備

介護保険サービスを利用しながら自宅での生活を希望する人が多い中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活できるように在宅で受けられるサービスの充実・強化に、引き続き重点をおいて取り組みます。

また、サービスの利用状況を踏まえるとともに、要介護・要支援認定者の増加に対応したサービスの供給体制の整備を進めています。

サービス名	事業内容
訪問介護	利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等の必要な日常生活の支援を行います。
訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。
訪問看護	通院が困難な利用者の療養生活の支援と心身機能の維持・回復を図ります。訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	通院が困難な利用者の心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けています。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。
通所介護	利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者がデイサービスセンターへ通所し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。
通所リハビリテーション	利用者が介護老人保健施設や病院、診療所等へ通所し、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを受けます。
短期入所生活介護	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホームへ短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、他の日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを受けます。

サービス名	事業内容
短期入所療養介護	利用者的心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の支援等のサービスを受けます。
福祉用具貸与	心身機能が低下し、日常生活に支障がある利用者等に、日常生活上の動作や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。
福祉用具購入費	心身機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に、日常生活上の動作や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用の一部を支給します。
住宅改修費	心身機能が低下している利用者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取付けや段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を支給します。
特定施設入居者 生活介護	介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介助、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の介護を行います。
介護予防支援 居宅介護支援	在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介等を行います。

■居宅介護（予防）サービス利用者数の推計

		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問介護(人)	介護	9,384	10,008	10,428	10,752	12,228
訪問入浴介護(人)	介護	1,356	1,476	1,536	1,548	1,752
	予防	12	12	12	12	12
訪問看護(人)	介護	3,768	4,044	4,212	4,332	4,944
	予防	540	576	612	684	804
訪問リハビリテーション(人)	介護	2,196	2,340	2,436	2,448	2,868
	予防	720	732	756	792	840
居宅療養管理指導(人)	介護	5,364	5,736	6,048	6,240	7,068
	予防	384	396	408	420	432
通所介護(人)	介護	14,292	14,856	15,312	15,396	18,084
通所リハビリテーション(人)	介護	8,736	8,820	9,048	9,084	10,680
	予防	2,520	2,592	2,652	2,724	3,156
短期入所生活介護(人)	介護	2,976	3,036	3,120	3,204	3,648
	予防	60	72	84	96	108
短期入所療養介護(人)	介護	2,148	2,280	2,388	2,400	2,712
	予防	12	24	36	48	60
福祉用具貸与(人)	介護	25,824	27,960	29,028	29,148	34,212
	予防	9,480	9,912	10,212	10,368	12,732
福祉用具購入費(人)	介護	504	516	528	552	660
	予防	156	156	168	168	192
住宅改修費(人)	介護	312	324	336	360	420
	予防	216	216	228	240	264
特定施設入居者生活介護(人)	介護	624	624	624	636	852
	予防	60	60	60	72	72
居宅介護支援(人)		34,536	36,564	37,728	37,932	44,124
介護予防支援(人)		10,752	11,316	11,736	12,072	13,932

(2) 地域密着型サービスの適正整備

可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活をめざす地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして地域密着サービスを位置づけ、今後も高まる需要に対応するため、計画的に整備を進めていきます。

また、認知症高齢者が今後も増えることが予想されることから、住民ニーズを捉え、適正なサービス提供の基盤整備を図っていきます。

サービス名	事業内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした利用者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、利用者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援を行います。
地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターへ通所し、食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを行います。
認知症対応型通所介護	介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。
認知症対応型共同生活介護	介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の介助、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

■ 地域密着型介護（予防）サービス利用者数の推計

		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人)		24	24	24	24	24
夜間対応型訪問介護(人)		0	0	0	0	0
地域密着型通所介護(人)		5,460	5,796	6,060	6,120	7,152
認知症対応型通所介護(人)	介護	612	624	624	660	780
	予防	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護(人)	介護	1,692	1,704	1,716	1,740	2,076
	予防	144	156	168	180	192
認知症対応型共同生活介護(人)	介護	1,728	1,728	1,728	1,728	2,052
	予防	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)		936	936	936	936	1,248

(3) 施設サービスの適正整備

介護保険料への影響も考慮しつつ、利用者のニーズ等を踏まえながらサービスの質の向上を図ります。

第7期計画において計画した介護老人福祉施設 1か所(定員 100人)が、令和4(2022)年1月に開設予定であり、また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居率においてもややゆとりがある状況であることから、本計画期間中は新たな施設整備は行いません。

サービス名	事業内容
介護老人福祉施設	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。
介護老人保健施設	入院治療の必要のない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の介護を行います。
介護医療院	「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と、日常生活上の世話（介護）を一体的に提供します。
介護療養型 医療施設	療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療を行います。（令和5（2023）年度末が廃止期限）

■施設サービス利用者数の推計

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護老人福祉施設(人)	7,236	7,716	7,716	7,800	8,904
介護老人保健施設(人)	6,420	6,432	6,444	6,456	6,672
介護医療院(人)	1,404	1,404	1,404	1,440	1,680
介護療養型医療施設(人)	60	48	48		

(4) その他の施設の状況

第8期計画においては、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている現状を受け、都道府県との連携をより強化する方向性が打ち出されています。本市の令和2（2020）年4月1日時点の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の状況は次のとおりとなっています。

■有料老人ホームの状況

	施設数 (か所)	定員数 (人)	入居者数 (人)	自立・要支援～要介護2 (人)	要介護 3以上 (人)	入居率 (%)	入居者に 占める要 介護3以 上(%)
有料老人ホーム	9	172	127	41	86	73.8	67.7

資料：愛知県（令和2（2020）年4月1日）

■サービス付き高齢者向け住宅の状況

	戸数計 (戸)	18～25 m ² 未満	25～30 m ² 未満	30～40 m ² 未満	40～50 m ² 未満	50 m ² 以上
サービス付き 高齢者向け住宅	569	394	159	13	0	3

	入居者数 (人)	自立・要支援～要介護2(人)	要介護 3以上 (人)	入居者に 占める要 介護3以 上(%)
サービス付き 高齢者向け住宅	501	357	144	28.7

資料：愛知県（令和2（2020）年4月1日）

基本目標7 介護保険料の設定

(1) サービス見込量の推計の手順

サービス見込量は、以下の手順に沿って行います。

① 被保険者数の推計

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年と、令和7（2025）年度、令和22（2040）年度の男女別5歳区切りの人口推計（住民基本台帳をベースとして、コーホート変化率法で推計）



② 要介護認定者数の推計

男女別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口を掛け合わせて算出



③ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護保険施設サービス+居住系サービスの利用者数見込みを算出（市内の施設整備動向やアンケートからの市民ニーズ等を踏まえ、調整）



④ 居宅サービス利用者数の推計

認定者推計から施設・居住系サービス利用者数推計を引いて、居宅サービス受給率を掛け合わせて算出



⑤ 総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の人一人当たり給付額（実績からの推計）を掛け合わせて算出



⑥ 第1号被保険者保険料額の設定

総給付費に諸費用を加算し、所得段階別被保険者数で割って、第1号被保険者保険料額を算出

(2) 被保険者数の推計

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
被保険者数	99,939	100,368	100,710	101,331	98,088
第1号被保険者数	43,838	43,998	44,162	44,421	47,436
第2号被保険者数	56,101	56,370	56,548	56,910	50,652

※上記の推計値は直近の被保険者数を踏まえてコーホート変化率法により推計したものであり、6～8ページの推計値（国立社会保障人口問題研究所による推計値）とは異なります。

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
要支援・要介護認定者数	6,775	6,973	7,137	7,365	8,479
要支援1	895	918	940	976	1,061
要支援2	765	784	801	825	928
要介護1	1,537	1,580	1,619	1,670	1,909
要介護2	1,293	1,333	1,363	1,405	1,643
要介護3	898	924	948	978	1,156
要介護4	867	899	918	948	1,124
要介護5	520	535	548	563	658

(4) 介護給付費等の見込み

実績を踏まえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各サービスにおける給付費を以下のように算出しました。

※給付費の見込みは現在算定中のため変更する場合があります。

■介護給付費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
居宅サービス					
訪問介護	484,153	513,045	531,742	543,555	613,180
訪問入浴介護	88,606	95,134	99,196	99,674	112,579
訪問看護	168,028	182,711	190,769	192,662	220,431
訪問リハビリテーション	63,535	67,507	70,396	70,968	83,033
居宅療養管理指導	42,994	45,957	48,434	49,957	56,559
通所介護	1,293,236	1,308,884	1,327,332	1,329,446	1,557,461
通所リハビリテーション	653,411	647,424	661,465	662,140	781,458
短期入所生活介護	269,021	272,176	277,196	283,509	322,262
短期入所療養介護	187,556	203,458	214,894	216,169	242,101
福祉用具貸与	346,032	375,835	391,060	389,524	457,423
福祉用具購入費	14,050	14,397	14,708	15,400	18,389
住宅改修費	22,655	23,628	24,272	26,099	30,351
特定施設入居者生活介護	121,254	121,594	122,117	123,333	165,170
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	495,486	522,625	549,000	550,570	644,520
認知症対応型通所介護	73,711	75,186	76,444	81,371	95,273
小規模多機能型居宅介護	352,757	354,331	355,793	358,271	427,872
認知症対応型共同生活介護	446,150	446,296	446,447	447,109	530,433
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	265,361	265,742	266,123	266,465	354,585
居宅介護支援	526,140	557,068	575,139	576,356	670,619
施設サービス					
介護老人福祉施設	1,993,676	2,126,498	2,126,498	2,152,096	2,458,778
介護老人保健施設	1,825,359	1,828,302	1,831,246	1,834,189	1,893,531
介護医療院	515,307	515,307	515,307	527,984	614,278
介護療養型医療施設	17,186	13,401	13,401		
介護給付費計	10,269,780	10,580,622	10,733,095	10,800,963	12,354,402

■介護予防給付費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
居宅サービス					
介護予防訪問入浴介護	51	51	51	51	51
介護予防訪問看護	14,660	15,644	16,385	19,027	22,446
介護予防訪問リハビリテーション	17,073	17,194	17,386	18,185	19,238
介護予防居宅療養管理指導	3,363	3,474	3,564	3,675	3,786
介護予防通所リハビリテーション	88,867	91,186	93,231	95,777	111,276
介護予防短期入所生活介護	1,989	2,195	2,549	2,958	3,329
介護予防短期入所療養介護	271	407	434	488	692
介護予防福祉用具貸与	62,345	65,061	66,987	68,060	83,576
介護予防福祉用具購入費	3,498	3,498	3,758	3,758	4,295
介護予防住宅改修費	18,428	18,428	19,388	20,491	22,554
介護予防特定施設入居者生活介護	3,538	3,538	3,538	4,158	4,158
地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,263	7,710	8,536	9,363	10,568
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	51,051	53,727	55,719	57,313	66,145
介護予防給付費計	272,397	282,113	291,526	303,304	352,114

■総給付費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護給付費	10,269,780	10,580,622	10,733,095	10,800,963	12,354,402
介護予防給付費	272,397	282,113	291,526	303,304	352,114
総給付費計	10,542,177	10,862,735	11,024,621	11,104,267	12,706,516

■標準給付費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
総給付費	10,542,177	10,862,735	11,024,621	11,104,267	12,706,516
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	277,916	262,746	268,922	277,511	319,486
高額介護サービス費等給 付額(財政影響額調整後)	271,578	272,919	278,140	284,136	317,414
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	25,683	26,062	26,394	26,776	28,895
算定対象審査支払手数料	5,554	5,722	5,870	6,039	6,981
標準給付費計	11,122,909	11,430,183	11,603,946	11,698,729	13,379,292

■地域支援事業費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護予防・日常生活支援 総合事業費	284,770	288,980	293,190	314,934	341,464
包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営)及 び任意事業費	191,050	192,100	193,150	194,822	207,969
包括的支援事業(社会保 障充実分)	51,750	51,750	51,750	51,750	51,750
地域支援事業費計	527,570	532,830	538,090	561,506	601,183

■介護保険事業費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護保険事業費	11,650,479	11,963,013	12,142,036	12,260,236	12,963,797

(5) 介護保険料の算出

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用(給付費)の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっています。また、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。

ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防・日常生活 支援総合事業費	包括的支援事業 ・任意事業費
国	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
国調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	-
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注：調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがあります。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の保険料基準額・所得段階別保険料額は、国の介護報酬改定率の確定後に設定します。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗把握と評価の実施

本計画では、基本理念の実現をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、各種協議会等を活用し、計画の検証を行います。

また、計画に記載している内容については、高齢者福祉施策の推進及び介護保険事業の円滑な運営が適切に行われているかを、保険者である西尾市がP D C Aサイクルを回しながら評価、検証し、目標達成に向けたそれぞれの施策について必要な改善策を検討するほか、庁内関係者と市内の事業者あるいは団体との意見交換を、地域包括支援センターにおける地域ケア会議等の場を利用しながら実施します。

2 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成 29（2017）年度の介護保険法改正により、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が交付されることとなり、令和 2（2020）年度から公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「保険者機能強化推進交付金」等の評価結果も活用し、地域課題の分析を行い、改善につなげるなど、P D C Aサイクルに基づき、管理していきます。そして「保険者機能強化推進交付金」等を着実に獲得し、有効な活用に努めます。

3 計画推進体制の整備

（1）連携及び組織の強化

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に掲げる幅広い施策を円滑かつ効果的に進め、基本理念の実現につなげるため、庁内や関係機関との連携の充実や組織の強化を行っていきます。

（2）保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働

地域包括ケアシステムを構築し、円滑に推進するためには、高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握について、保健・医療・介護等多職種の協働により取り組むことが重要です。また、地域課題の解決には、地域福祉の重要な担い手となる民生委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となります。

そのため、行政・事業所や医療機関等の専門職種・地域住民の協働と連帯に基づくパートナーシップを構築していきます。

(3) 福祉分野における横断的な連携

高齢者や要支援・要介護認定者、その家族等、支援を必要とする人が抱える課題は、近年複雑化・複合化しており、総合的な支援体制の整備が求められています。そのため、「西尾市地域福祉計画・西尾市地域福祉活動計画」に基づく総合的な福祉施策の方向性を踏まえ、庁内横断的な連携により介護・福祉施策を推進します。また、高齢障害者のスムーズなサービスの移行等についても、障害福祉分野との連携により推進します。

また、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が市町村が社会福祉法に基づき実施できる事業として創設されたことを受け、本市におけるいわゆる「断らない相談支援」について検討を進めます。

(4) 県及び近隣市町との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用等周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。そこで、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び保健福祉事業の展開を進めます。